



\* 0030831000 \*

3

0030831-000

特 2 2 1 - 8 8 7

現行營業収益税・營業税・附加  
税便覽

船田勇・著

森山書店

昭和 7

AEB

この著作物は、著作権者不明のため、  
第 6 7 条の規定に基づき、平成 1 2 年  
付けで文化庁長官の裁定を受け使用す

現行  
營業收益稅  
營業稅  
附加稅  
便  
船川用費

154

特 221  
887



船  
田

勇  
著

行現  
營業收益稅・營業稅・附加稅便覽

東京 森山書店刊



自 序

凡そ營業を爲すは、利益を獲んとする爲めである事は今更茲に贅言を要せない所であるが、此の利益を擧ぐれば即ち税金を納めねばならぬ事になる。先づ法人であれば原則として營業の種類を問はず凡て純益一圓以上ある場合、個人であれば特定の營業に對する純益四百圓以上ある場合、兩者共に國稅として營業收益稅なるものを課せられ、右の特定の個人營業純益が四百圓に満たない小商人や別に定められた若干の營業者に對しては、府縣稅として營業稅なるものが賦課せらるゝ事になつてゐるのである。然し營業に對して納める税金は右に述べた丈けではない。更に營業收益稅には附加稅として府縣稅と市町村稅とが課せられ、營業稅には同じく附加稅として市町村稅が課せらるゝのである。然かも附加稅なるものは多くの場合、本稅を超過して課せられて居る状態である。

國稅たる營業收益稅の計算方法其他の取扱事項に付ては、日本全國同一であるけれども、府

縣稅たる營業稅は其の課稅標準並に稅率なるものが各府縣悉く區々であつて、また附加稅の稅率も各府縣各市町村によつて異なつて居り、決して一樣でない。然し營業稅及び附加稅に付ては大藏・内務兩大臣の認可を受けて定める事になつて居るから、決して無制限ではないのである。

稅の計算わけでも直接國稅の計算方法は、可なりに複雑なものであつて、面倒且つ五月蠅ものに相違ない。然し各營業者が如何に營業に多忙だからと云つて、決して等閑に附せらるべきものではない、課稅標準となるべき純益金額の申告や或は免稅を受けんとする金額の控除申請等は、必ず法定期日迄に之れをなして、與へられたる權利及び恩典を失ふ事のない様に心懸けねばならぬ。

自己の關係する營業に付ての稅金の計算法につき一通りの智識を得たる後、正しき申告申請をなし、正しき納稅をなすは、自己の營業に對する義務であり、且つ國民としての、尊き任務であると思ふ。即ち茲に敢て此の一小書を公にした理由は聊かなりと稅の組立、稅額の計算法

及び納稅手續等の概要を會得して頂き度いと思つたからである。現在納稅しつゝある營業者もまたやがて開業せんとする人々も、或は一通り稅の智識を得んと欲する篤學の士も、本書によりて何等か裨益せらるゝ所あらば、著者の喜びこれに過ぐるものはない。

本書を公にするに當り、種々の助言を與へられ、又幾多の資料を提供せられたる知友諸氏に感謝の意を表しつゝ筆を擱く。

昭和六年十二月

於東京

著者識す

凡 例

- 一、本書は現行法律並に勅令等に基き、主として納税者側より見て必要と思はるゝ事項の大意を解説したものであるが、説明の不十分なる點多く、自然隔靴搔痒の感を懐かるゝ讀者も多からうと洵に慚愧に堪えない。
- 二、書式は一箇所に纏めずして、本文の説明中に夫々掲ぐる事にした。
- 三、目次は、別に索引を附したる爲め、之れを簡單にした。
- 四、索引の文言と本文中の文言とは必ず符合するとは限らない、其の意味によつて判断利用せられ度い。
- 五、改正税率の適用も間近き爲め、本文及び附録中に收めた税額は凡て昭和七年より適用せらるゝ改正税率によつて計算したものである。
- 六、本文中に挿入した「税法第何條」とあるは「營業收益税法第何條」の省略したものである。

行現 營業收益稅·營業稅·附加稅·便覽 內容

目 次 索引

○營業稅(國稅舊法).....	一
○營業收益稅.....	二
○個人營業收益稅.....	一〇
○法人營業收益稅.....	六八
○營業稅.....	一三三
○附加稅.....	一七一
○營業收益稅附加稅.....	一七一
○營業稅附加稅.....	一七五
○參考統計表.....	一八九
○附 錄.....	一九三
○營業收益稅額速算法·稅額表·稅務署管轄區域表.....	一九三



現行 營業收益稅・營業稅・附加稅・便覽

目次

第一章	營業稅 (國稅舊法)	一頁
第二章	營業收益稅	二
第一節	營業收益稅法施行地	二
第二節	課稅せらるゝ營業	二
第三節	營業場の意義	五
第四節	課稅せられざる者	五
第五節	課業組織の概要	七
第三章	個人營業收益稅	一〇
第一節	課稅標準	一〇
第二節	純益計算法	一〇
第三節	必要經費	一六
第四節	必要經費に非ざるもの	一八
第五節	純益に算入せざるもの	一九
第六節	同居家族の純益	二〇
第七節	課稅せざる營業純益	二〇
第八節	免稅せらるゝ純益	二二
第九節	最低課稅純益金額	二五
第十節	稅率	二五

第十一節 税率改正による税額比較……………六  
 第十二節 純益金額の申告……………七  
 第十三節 営業収益税額より地租額控除方法……………三  
 第十四節 地租控除の申請……………三  
 第十五節 免税の申請……………三  
 第十六節 純益金額の調査と決定方法……………三  
 第十七節 純益金額の決議の制限……………三  
 第十八節 純益金額の決定通知……………三  
 第十九節 税額計算例……………四  
 第二十節 納期……………四  
 第二十一節 納税地……………四  
 第二十二節 納税地變更の申告……………四  
 第二十三節 帳簿物件の検査……………四

第二十四節 同業組合等に対する政府の諮問……………四  
 第二十五節 異議申立……………四  
 第二十六節 減損更訂……………五  
 第二十七節 帳簿の必要……………五  
 第二十八節 誤謬訂正……………五  
 第二十九節 税金の徴收猶豫……………五  
 第三十節 過誤納税金額下戻請求……………五  
 第三十一節 罰則……………五  
 第三十二節 営業収益税法違反者と刑法の適用……………六  
**第四章 法人営業収益税**……………六  
 第一節 課税標準……………六  
 第二節 純益計算法……………六

第三節 固定資産の減價償却……………八五  
 第四節 営業収益税を課せられざる純益……………八九  
 第五節 営業収益税を免除せらるるもの……………九〇  
 第六節 非課税純益区分方法……………九五  
 第七節 純益より控除せざるもの……………九七  
 第八節 最低課税純益金額……………九七  
 第九節 税率……………九七  
 第十節 純益金額の申告……………九八  
 第十一節 地租額の控除……………九八  
 第十二節 資本利子税の控除……………一〇二  
 第十三節 控除の申請……………一〇六  
 第十四節 免税の申請……………一〇七  
 第十五節 税額計算法……………一〇四  
 第十六節 営業収益税計算例題……………一〇七

第十七節 納税義務の繼承……………一三  
 第十八節 法人営業純益の調査と決定方法……………一三  
 第十九節 純益決定に対する異議申立……………一五  
 第二十節 所得税と営業収益税との異議申立……………一九  
 第二十一節 帳簿物件の検査……………二〇  
 第二十二節 同業組合に対する諮問……………二〇  
 第二十三節 同族會社の行爲又は計算の否認……………二〇  
 第二十四節 罰則……………二一  
 第二十五節 営業収益税法違反者と刑法の適用……………二二  
**第五章 營業税**……………二三

第一節 納税義務者……………一三三

第二節 課税せられざる者……………一三六

第三節 課税せられざる営業純益……………一三六

第四節 課税標準……………一三七

第五節 賦課額……………一三八

第六節 市が営業税を賦課する場合……………一三六

第七節 営業税の賦課方法……………一三九

第八節 税金の徴収……………一四〇

第九節 地方税関係改正法令に関する件  
依命通牒……………一四〇

第十節 罰則……………一四七

第十一節 帳簿物件の検査……………一四七

第十二節 賦課其他に對する異議申立……………一四八

第十三節 滞納處分……………一五三

第十四節 財産差押證票……………一五四

第十五節 營業税賦課率例……………一五五

**第六章 附加税**……………一七二

第一節 營業收益税附加税……………一七二

第二節 營業税附加税……………一七五

**第七章 参考統計表**……………一八九

一 租税収入額と營業收益税額……………一八九

二 營業收益税業別納税人員數と純益額……………一八九

三 營業收益税納額別人員調……………一九〇

四 府縣税収入と營業收益税附加税及營業税……………一九三

**附 錄**……………一九三

一 個人營業收益税額速算法……………一九三

二 個人營業收益税金額表……………一九四

三 法人營業收益税額計算便法と税額表……………一九六

四 稅務署名稱及管轄區域表……………一九六

**書式目錄**

營業收益税

(一)個人營業純益金額申告書……………一七〇

營業用土地に對する地租額控除申請書……………一八三

(二)法人營業純益金額申告書……………一〇八

地租並資本利子税額控除申請書……………一〇九

課税純益計算書……………一一〇

地租並資本利子税控除申請額明細書……………一一二

公債社債又は産業債券に對する税額計算  
内譯……………一二三

地租額の計算内譯……………一二三

(三)營業收益税免除申請書……………一四九・一五〇

(四)納税地申告……………一四六

(五)納税地變更の申告……………一四七

(六)個人營業純益金額決定通知書……………一五〇

(七)法人營業純益金額決定通知書……………一五三

(八)個人營業純益金額減損更訂請求書……………一五九

(九)個人營業純益金額審査請求書……………一五〇

(十)法人營業純益金額審査請求書……………一五八

(十一)訴願書……………一五三

(十二)營業純益金額審査決定に對する訴  
狀……………一五五

(十三)國稅拂戻(過誤納額下戻)請求書……………一五五

**營業税**

(一)營業税課税標準申告書……………一六〇・一六九・一七〇

(二)開業届……………一四〇

(三) 廢業届……………一四二

(四) 營業場移轉届……………一四三

(五) 營業譲渡届……………一四三

(六) 營業稅賦課に對する異議申立……………一四九

(七) 訴願書……………一五〇

(八) 訴狀……………一五三

附加稅

(一) 營業收益稅附加稅賦課標準區  
分届……………一七九・一八〇

索引

(イ)

○石川縣……………二〇五

○伊豆七島……………二・六八

○印紙切手の純益……………二〇・九〇・一三六

○岩手縣……………二〇九

○岩手縣稅……………一六三・一八五

○茨城縣……………二〇一

○異議申立

營業純益決定に對する……………四九・一二五・一二九

營業稅賦課其他に對する……………一四八

減損更訂に對する……………五一

滯納處分に對する……………一五三

○異議申立期限

營業收益稅に關する……………四九・五一・一二五・一二六

營業稅に關する……………一四八・一四九

○愛媛縣……………二一七―二一八

(ロ)

○勞務出資者に支拂ふ給料……………七八

○露店營業……………一三六

(ハ)

○拂戻請求……………六四

○端數金額取扱法……………一四

●罰則

營業收益稅……………九・六五・一三一

營業稅……………一四七

(ニ)

○新潟縣……………二一四

(ホ)

- 北海道……………二〇七—二〇八
- 法人營業收益税……………六八
- 補助金—補償金……………七九
- (ト)
- 富山縣……………二〇五—二〇六
- 德島縣……………二〇六
- 鳥取縣……………二一七
- 當座預金利子……………一〇三
- 取引所の營業純益……………九〇
- 東京市税……………一八二
- 東京府……………一九八
- 東京府税……………一五五・一五九・一八二
- 東京稅務監督局……………一九八—二〇一
- 栃木縣……………二〇〇
- 特許權……………七七

- 盜難による損害……………一九
- 督促……………一八六
- 同居家族の純益……………二〇
- 同業組合に對する諮問……………四八・一三〇
- 同族會社の行爲又は計算の否認……………一三〇
- 同族會社の意義……………一三一
- 同族會社支出の寄附金……………七八
- 度量衡の製作修覆販賣……………二〇・九〇・一三六
- (チ)
- 千葉縣……………二〇〇
- 地租……………八・一九・二九・三一・九九・一〇〇
- 地租額の計算内譯……………二九・三一・一一三
- 地租額の控除方法……………三三・九九
- 地租額の控除申請……………三四・一〇六
- 地租額の控除申請期限……………三四・一〇六

- 地租額控除申請書添付書類……………一〇六
- 地租額控除申請をなしたる場合となさざる場合の納稅額比較……………一一六—一一七
- 地方稅取扱に關する通牒……………一四五・一八二・一八七
- 帳簿の必要……………六一
- 帳簿物件の検査……………六一
- 營業收益税……………四八・一三〇
- 營業稅……………一四七
- 貯蓄銀行……………九五
- 貯蓄銀行法二十二條……………九五
- 貯蓄債券の利子……………九七
- 住宅組合……………六
- (ワ)
- 和歌山縣……………二〇四

- 香川縣……………二〇六
- 神奈川縣……………一九九
- 神奈川縣稅……………一八四
- 掛……………一一
- 掛賣……………一六
- 掛倒金……………一七・一九・四二
- 火災による損害……………一九
- 海外移住組合……………六
- 家事費用……………一七・一九
- 家畜保險組合……………六
- 貸付土地の地租……………一〇〇
- 貸付土地の純益……………一〇〇
- 貸付信託の利益……………二〇・一〇三
- 貸付信託の利益に對する資本利子稅控除方法……………一〇五

- 鹿兒島縣……………二二〇
- 過誤納税金額下戻請求……………六四
- 課税せらるゝ營業……………
- 營業收益税……………三一四・七
- 營業税……………一三三
- 課税せられざる者……………
- 營業收益税……………六・七
- 營業税……………一三六
- 課税せられざる營業純益……………
- 營業收益税……………二〇・八九
- 營業税……………一三六
- 課税標準……………營業收益税……………七・一〇・一七・六九
- 營業税……………一三七
- 課税純益計算法……………一〇・六九
- 課税純益最低限……………八・二五・九七

- 課税組織概要……………七
- 課税基本税額(附加税の)……………一七二
- 外國に於てなす營業の純益……………二一・九〇・一三六
- 外國船舶の純益……………九四
- 合併差益……………八〇
- 合併差益課否区分法……………八一―八五
- 額面超過額……………八〇
- (ヨ)
- 預金切捨額……………七五
- 横濱市税……………一八四
- (タ)
- 滞納處分……………一五三・一五四
- (ツ)
- 相互保險會社……………六・六九
- 相續……………一一・五八

- 總益金……………七・六九・七〇・七一・九五
- 總純益……………一二・一五・二八・九六
- 總損金……………八・六九・七〇・七一・八五・九五
- 創業費……………七二
- 訴訟……………營業收益税……………五一・一二六
- 營業税……………一四八・一五三
- 訴訟……………營業收益税……………五一・一二六
- 營業税……………一四八・一五三
- (ナ)
- 名古屋稅務監督局……………二二一―二一四
- 名古屋市税……………一八四
- 奈良縣……………二〇四
- 長野縣……………二一三
- 長崎縣……………二二〇

- 納税地……………九・四四
- 納税期……………九・四四
- 納税地變更の申告……………四七
- 納税義務の繼承……………一二二
- 納税義務者……………營業收益税……………三一四
- 營業税……………一三三
- 納税義務なき者……………營業收益税……………六一七
- 營業税……………一三六
- 農業倉庫業者……………六
- (オ)
- 小笠原島……………二・六八
- 大阪市税……………一八三
- 大阪稅務監督局……………二〇二―二〇六
- 大阪府……………二〇二
- 大阪府税……………一八三

- 大分縣……………二一九
- 沖繩縣……………二二一
- 岡山縣……………二二六
- (ク)
- 熊本稅務監督局……………二一八—二二一
- 熊本縣……………二一八
- 繰越益金……………七三
- 繰越(缺)損金……………一九・七三・七五
- 群馬縣……………二〇一
- (ヤ)
- 山口縣……………二一五—二一六
- 山形縣……………二一一
- 山梨縣……………二〇〇
- 山梨縣稅……………一六五・一八五
- 家賃……………一七・一八・一九

- 役員賞與……………七九
- (ケ)
- 刑法(三八條—四一條四八條六六條)……………六八
- 建設利息……………七一
- 檢査(帳簿物件の)……………四八・一三〇・一四八
- 檢査章……………四八・一三〇
- 檢査妨害の罪……………九・六六・一三一
- 檢査拒否の罪……………九
- 權利の償却……………七七
- 減資差益……………七五
- 減損更訂請求……………九
- 出來る場合……………九・五七
- 出來ぬ場合……………五八
- 却下せらる、場合……………五九
- 期限……………九・五八

- 減損更訂異議申立……………五一
- 減價償却(費)……………一八・八五
- 減價償却歩合表……………八七—八九
- (フ)
- 不課稅法人……………五—六・六九
- 不課稅營業(純益)
  - 營業收益稅……………二〇・二一
  - 營業稅……………八九—九一
- 不課稅純益區分方法……………一三六
- 附加稅
  - 營業收益稅……………一七一
  - 營業稅……………一八五
- 附加稅計算法(營業收益稅)……………一七二・一七三—
- ……………一七四
- 附加稅計算例……………一七三
- 附加稅課率例……………一八八
- 附加稅課稅基本稅額……………一七二

- 附加稅賦課適用率決定年度……………一七四
- 附加稅賦課標準
  - 區分屆提出方法……………七六
  - 區分屆提出期限……………七六
  - 區分計算法……………七六
- 福井縣……………二〇五
- 福島縣……………二〇九・二一〇
- 福岡縣……………二一八
- 復興貯蓄債券の利子……………九七
- 賦課率(營業稅附加稅の)……………一八六
- 賦課額(營業稅の)……………一三八
- プレミアム……………八〇
- (コ)
- 工業組合……………六・六九
- 甲府市稅……………一八五
- 公課……………一七・一九

- 公債の利子……………二〇・一〇三
- 公債社債所有期間日数の計算法…一〇五・一二〇
- 交際費……………一七・八〇
- 神戸市税……………一八五
- 固定資産の減価償却……………八五
- 個人営業収益税……………一〇
- 国税徴収法四條の五……………六四
- 國債の利子……………二〇・九七・一〇三
- 高知縣……………二〇六
- 控除申請
  - 非課税純益……………八・二四・三五・一〇七・
  - 地租額……………八・三四・九九・一〇〇八
  - 資本利子税……………八・一〇二・一〇〇七
- 控除申請をなしたる場合となさざる場合との納税額比較……………一一六―一一七
- 礦物の販賣純益……………二一・九〇・一三六

- 礦業の純益……………九〇
- 誤謬訂正……………六三
- (エ)
- 延滞金……………一八七
- 營業に關係なき〔負債の利子〕〔租税公課〕……………一九
- 營業主及家族への給與……………一九
- 營業場の意義……………五
- 營業權……………七七
- 營業純益……………一〇・六九
- 營業純益(株式會社組織取引所の)……………九〇
- 營業純益なき場合の申告……………九八
- 營業純益より控除せざるもの……………九七
- 營業純益計算法……………八・一〇・六九
- 營業税〔國稅舊法〕〔府縣稅〕……………一三三

- 營業税附加税……………一八五
- 營業税賦課
  - 方法……………一三九
  - 率……………一三五
  - 金額……………一三八
- 營業税變應賦課……………一三八
- 營業収益税……………二・一七
- 營業施行範圍……………二・六八
- 營業施行せられざる地……………二
- 稅額計算例……………四〇―四三・一一七・一二一
- 稅法施行地外の營業純益……………二一・九〇・一三六
- 稅法違反者と刑法の適用……………六七
- 非課税純益……………二〇・八九
- 納税義務者……………三一四・六八
- 納税義務なき者……………五一七・六九
- 營業収益稅額より控除計算法……………三三・一〇〇以下
- 地租額控除方法……………三三・一〇〇

- 資本利子稅額控除方法……………一〇三―一〇五
- 營業収益稅附加税……………一七一
- 稅率例……………一八二
- 適用率決定年度……………一七四
- 賦課標準區分……………一七六
- 演劇興行の純益……………九〇
- (ア)
- 青森縣……………二一〇
- 秋田縣……………二一〇
- 愛知縣(稅)……………一八四・二一一・二一二
- (サ)
- 札幌稅務監督局……………二〇七―二〇八
- 產業組合……………六・六九
- 產業債券の利子……………二〇・一〇二・一〇三
- 最低課税純益額……………八・二五・九七



- 債務免除額……………七五
- 佐賀縣……………二二〇
- 埼玉縣……………一九九
- 財産差押……………一五四
- 財産差押證券……………一五五
- (キ)
- 均一の税率(市町村税の)……………一八六
- 却下……………
- 行政訴訟……………五一・一二七・一二八
- 訴願……………五一
- 減損更訂請求……………五九
- 京都市税……………一八三
- 京都府……………二〇二
- 京都府税……………一六二・一八三
- 救済方法……………九

- 審査請求……………四九・一二五
- 訴願……………五一・一二六・一四八・一五三
- 行政訴訟……………五一・一二六・一四八・一五三
- 虚偽の帳簿提示の罪……………九・六六・一三一
- 寄附金(同族會社支出の)……………七八
- 給料……………
- 勞務出資者に支拂ふもの……………七八
- 雇人に支拂ふもの……………一七
- 調査及決定(純益金額の)……………九・三五・一二二
- 岐阜縣……………二一三
- 漁業の純益……………九〇
- 漁業組合……………六・六九
- 銀行預金利子……………二〇・一〇三
- 行政訴訟……………五一・一二六
- 却下……………五一・一二七

- 判例……………一二七
- 提起期限……………五一・一二六
- 行商……………一三六
- (ヒ)
- 郵便遞送日數……………四九・五一・九八・一二五・一二六
- 輸出組合……………六・六九
- (メ)
- 免税せらるゝ營業純益……………二一・二二・九〇・九一
- 免税申請(重要物産製造業……………二四・三五・九〇
- 製鐵業……………二四・三五・九一
- 免税純益區分法……………一五・九五・九六
- 免税期間(重要物産製造業……………二一・九一
- 製鐵業……………二三・九一
- 免税期間の延長(製鐵業)……………二三・九一
- 免税期間の繼承……………二二・二三・九一

- 三重縣……………二一二
- 宮崎縣……………二二一
- 宮城縣……………二〇八
- (シ)
- 市が營業税を賦課する場合……………一三八
- 市町村税……………一七四・一八六
- 純益申告……………八・二七・九八
- 純益なき場合の……………九八
- 申告
- 納税地……………四四
- 納税地變更……………四七
- 課税標準……………二七・九八
- 地租額控除……………三四・一〇六
- 資本利子税額控除……………一〇七
- 税額控除……………八
- 申請
- 重要物産製造業免税……………三五・一〇七
- 製鐵業免税……………三五・一〇八

- 申請期限〔資本利子税控除〕……………一〇七
- 減損更訂……………九
- 社債の利子……………二〇・一〇三
- 使用人賞與……………八〇
- 私財提供(重役、株主の)……………七五
- 所得調査委員……………三八
- 所得調査委員会……………三五・三六・三七・三八・一二二
- 所得調査委員会開會日数……………三六
- 所得税と營業收益税との異議申立……………一二九
- 新聞紙法による出版……………二一・九〇・一三六
- 商品値下り損……………一九
- 商品賣買差益計算法……………一六
- 商標權……………七七
- 資本利子……………二〇・一〇二
- 資本利子税……………二〇・九九

- 免除請求……………一〇二・一〇七・一一四・一一五・一一九
- 控除……………一〇二・一〇五・一〇七・一一六
- 控除例……………一九・一二〇
- 按分法……………一〇三・一〇五・一一八
- 控除申請期限……………一〇四・一〇五・一二〇
- 控除申請書類……………一〇七
- 資本利子税額控除申請をなしたる場合とな  
さるる場合との營業收益税納額比較……………一〇七
- 鳥根縣……………一一六―一一七
- 審査……………四九・一二五
- 請求……………四九・一二五
- 請求期限……………四九・一二五

- 賞與 請求日起算點……………四九・一二五
- 役員賞與……………七九
- 使用人賞與……………八〇
- 雇人賞與……………一七
- 滋賀縣……………二〇四
- 静岡縣……………二二二
- 事業年度……………七〇・七四
- 重要物産製造業純益……………一五・二一・九〇
- 重要物産製造業免税期間……………二一・九〇
- 純益に算入せざるもの……………一九
- 純益より控除せざるもの……………九七
- 純益申告……………八・二七・九八
- 純益金額……………八
- 決定期……………八

- 決定通知……………三八・一二三
- 決定の制限……………三八
- 決定異議申立……………四九・一二五
- 調査と決定……………三五・一二二
- 計算法……………一〇・六九
- 計算上注意事項……………一一
- (七)
- 必要經費……………一六・一七
- 必要經費に非ざるもの……………一八
- 兵庫縣(税)……………一八五・二〇三
- 非課税營業純益……………二〇・八九
- 非課税純益区分方法……………一一・九五
- 秘密漏洩の罪……………九・六六・一三二
- 評價損……………一九・七六
- 評價損認定標準……………七六

- 廣島税務監督局……………二一五—二一八
- 廣島縣……………二一五
- (七)
- 盛岡市税……………一八五
- (七)
- 制限外課税……………一四六・一四七・一八六
- 仙臺税務監督局……………二〇八—二一一
- 製鐵業……………二二・九一
- 製鐵業純益……………二三・九一
- 製鐵業免稅期間……………二三・九一
- 期間の延長……………二三・九一
- 免稅期間の繼承……………二三・九一
- 税金の免除……………九五
- 税金の徴收(營業税)……………一四四
- 税金の徴收(市町村税)……………一八六

- 税金の徴收猶豫……………九・六三
- 税金拂戻請求……………六四
- 税金遁脱の罪……………九・六六・一三一
- 營業收益税……………一四七
- 營業税……………二一・九〇・一三六
- 税法施行地外の純益……………四〇—四三・一一五
- 税額計算法……………一三七—一二一・一九三・一九六
- 營業收益税……………一三九—一四〇
- 附加税……………一七四
- 税額計算例……………四〇—四三
- 營業收益税……………一二七—一二一・一七四・一九三
- 附加税……………一七四

- 税額計算便法(法人營業收益税)……………一九六
- 税額速算法(個人營業收益税)……………一九三
- 税務署名と管轄區域表……………一九八—二二一
- 税務監督局長の決裁……………五一・一二六
- 税率……………
- 營業收益税……………八・二五・九七
- 營業税……………一四六・一五五以下
- 附加税(營業收益税)……………一七一・一八二
- 附加税(營業税)……………一八五・一八六
- 税率の改正……………
- 營業收益税……………二五・九八・一〇〇
- 營業收益税附加税……………一七二
- 營業税附加税……………一八六
- 税率改正による税額比較……………二六

- 税金の徴收猶豫……………九・六三
- 税金拂戻請求……………六四
- 税金遁脱の罪……………九・六六・一三一
- 營業收益税……………一四七
- 營業税……………二一・九〇・一三六
- 税法施行地外の純益……………四〇—四三・一一五
- 税額計算法……………一三七—一二一・一九三・一九六
- 營業收益税……………一三九—一四〇
- 附加税……………一七四
- 税額計算例……………四〇—四三
- 營業收益税……………一二七—一二一・一七四・一九三
- 附加税……………一七四

# 現行 營業收益稅・營業稅・附加稅・便覽

附 稅額表・稅務署と管轄區域表

## 第一章 營業稅 (舊法)

國稅たる營業稅といへば明治三十年一月一日から施行せられた營業稅法によつて賦課せられたものであるが、其の後幾多の改正が行はれたにせよ、永い間惡稅呼はりされて居た稅である、而して其の課稅標準はと云ふに、只外形的のものであつて物品販賣業には賣上金額、建物賃貸價格及び從業者を標準とし、請負業には請負金額及び從業者を標準とし、製造業、印刷業、寫眞業等に對しては資本金額、建物賃貸價格、從業者及び職工勞役者を標準とし、又銀行業、保險業、物品貸付業等には資本金額、建物賃貸價格及び從業者を標準として課稅せられたが、斯く業態の異なるに従つて相違してゐた課稅標準が、大正十五年の稅制整理に際して、全然變更せられたのである。即ち

營業稅 この營業稅が廢止せられて「營業收益稅」なるものが新設せられ、如何なる營業にても一様に「純

「益額」に對して賦課せらるゝといふ事に改正せられたのである。(大正十五年三月二十七日法律第十一號にて制定)

## 第一章 營業收益稅

### 第一節 營業收益稅法施行地

先づ新設せられた營業收益稅法なるものゝ施行せらるゝ範圍は何處まであるかといふ事を知らねばならぬ。

それで此の新稅法の施行せられる範圍は日本内地全部である。所得稅法では除外して居る小笠原島や伊豆七島も營業收益稅法では施行地域内に含まつて居るのである。勿論、朝鮮、臺灣、關東州及び樺太などはこの區域内に含まつて居ないのである。

### 第二節 課稅せらるゝ營業

營業收益稅法の施行せらるゝ範圍は日本内地全部として、次に課稅せらるゝ營業の種類は何々であ

るかといふ事を調べて見るに、左の通りである。

法人 (一) 稅法施行地に本店を有する營利法人(營業收益稅法第一條)

(二) 稅法施行地に本店を有せずして支店、其他の營業場を有する營利法人(同上)

右の如く營利法人で稅法施行地に本店、支店及其他の營業場を有するものは何業を問はず、凡て一様に課稅を受ける事になる。

個人 稅法施行地に營業場を有して、左記十九種の營業を爲す者に限られて居る。(營業收益稅法

### 第二條)

(一) 物品販賣業(動植物其他普通に物品と稱せざるものゝ販賣を含む)

(二) 銀行業

(三) 無盡業

(四) 金錢貸付業

(五) 物品貸付業(動植物其他普通に物品と稱せざるものゝ貸付を含む)

(六) 製造業(瓦斯電氣の供給、物品の加工修理を含む)

- (七) 運送業(運送取扱を含む)
- (八) 倉庫業
- (九) 請負業
- (十) 印刷業
- (十一) 出版業
- (十二) 寫眞業
- (十三) 席貸業
- (十四) 旅人宿業(下宿を含み木賃宿を含まず)
- (十五) 料理店業
- (十六) 周旋業
- (十七) 代理業
- (十八) 仲立業
- (十九) 問屋業

### 第三節 營業場の意義

前に述べた通り税法施行地に營業場を有して一定の營業を爲す者には課税せらるゝと言つたが、其の營業場とは如何なるものを指稱するか極く簡単に説明して置かうと思ふ。

營業場といふのは本店、支店は勿論の事であるが、出張所といひ、派出所といひ、または何々工場といひ、其他倉庫、荷扱所等何と稱するとも、名稱にはかゝはらない。即ち營業場と云ふは、營業取引の中心たる場所と云ふに外ならない。只漠然と取引をなす場所といふのではない。取引の中心たる場所といふからには何等かの設備を要する事であらうが、それは程度の問題で、必ずや特種の設備や特設の建物などを必要とする譯のものではない。ビルディング内の小さい一室を借り受けて營業をなすも、住宅の一部に於て事務を執るも、營業の種類によつては矢張り營業場と云ふ事が出来るのである。

### 第四節 課税せられざる者

營業を目的とする法人には、其の種類を問はず一様に營業收益稅が課せらるゝ事は既に述べた處であるが、同じく法人でも種々の理由よりして即ち公益上又は産業の發展を圖るといつた様な意味から特に規定を設けて課税されないものがある、大體の處を列記して見ると次の如きものである。

- (一) 非營利法人
  - (二) 相互保險會社 (保險業法第九十一條)
  - (三) 民法第三十四條規定の公益法人
  - (四) 産業組合 産業組合聯合會 産業組合中央會 (産業組合法第六條・第八十一條・第九十二條)
  - (五) 産業組合中央金庫 (産業組合中央金庫法第八條)
  - (六) 漁業組合 漁業組合聯合會 (漁業組合法第四十五條)
  - (七) 農業倉庫業者 (農業倉庫業法第十四條)
  - (八) 家畜保險組合 (家畜保險組合法第八條)
  - (九) 輸出組合 (輸出組合法第三十三條)
  - (十) 工業組合 工業組合聯合會 (工業組合法第三十八條・第三十三條)
  - (十一) 住宅組合 (住宅組合法第十六條)
  - (十二) 海外移住組合 海外移住組合聯合會 (海外移住組合法第十四條)
- 個人としては、既に二頁の「課税せらるる營業」と名づけた項で列記した十九種の營業を除いては、

如何なる營業も營業收益税は課せられない。尤も課税せらるる營業を爲す者でも、純益計算の結果、純益額が四百圓未滿の場合は課税せられない。(營業收益税法第九條)

營業收益税の全體を通じて述べる事は澤山あるが、便宜上個人と法人との二つに分類して、其の各々の部に於て詳しく述べやうと思ふ。

然し夫れに先たつて、營業收益税課税組織の概要を一覽表にして一目其の要點を知るの便に供したいと思ふ。

第五節 課税組織の概要

要 項	法 人	個 人
課税せらるる營業	營業の種類を問はない	十九種の營業に限る
課税の標準	營業純益	
	各店各業を通じ 各事業年度の總益金より	各店各業を通じ 前年中の總收入金より

純 益 の 計 算 方 法	課 税 純 益 最 低 限	税 率 と 税 額	税 額 より 控 除 せ ら る も の	申 告 期	税 額 控 除 申 請	純 益 決 定 期
<p>總損金を控除する 更に不課税及免税純益を控除する(個人も同様)</p>	<p>一圓</p>	<p>純益の百分の三・四 純益百圓に對し三圓四十錢</p>	<p>納付したる地租及資本利子税</p>	<p>決算確定の日より十四日以内 合併の日より十四日以内 清算着手の日より二十日以内</p>	<p>申告と同時</p>	<p>隨時</p>
<p>必要経費を控除する 中途開業者は本年豫算収入額より必要経費を控除する</p>	<p>四百圓</p>	<p>純益千圓迄百分の二・二一 千圓を超ゆる金額百分の二・六 純益千圓迄純益百圓に對し二一圓二十錢の割</p>	<p>納付したる營業専用土地の地租</p>	<p>毎年三月十五日限</p>	<p>毎年五月限り</p>	<p>第一期八月一日より末日まで 第二期十一月一日より末日まで 住所地又は居所、所得税を納むる者は所得税納税地 所得調査委員會調査の上税務署決定す</p>

納 税 期	納 税 地	調 査 及 決 定	救 済 方 法	減 損 更 訂			罰 則	
				減 損 の 限 度	申 請 期 限	税 金 徴 收	帳 簿 檢 査 の 拒 否	帳 簿 虚 偽 の 記 載
<p>隨時</p>	<p>本店所在地</p>	<p>税務署調査決定する</p>	<p>再審査、訴願、行政訴訟をなすの途あり</p>	<p>更訂せらるゝ事なし</p>	<p>百圓以下の罰金に處せらる</p>	<p>脱税高三倍の罰金又は科料に處せらる</p>	<p>五百圓以下の罰金に處せらる</p>	<p>刑法に規定せられて居る情狀酌量減刑等の特例が適用されない</p>
				<p>純益二分の一以上減損の場合 翌年一月三十一日限り 税金徴收猶豫せらる</p>				



### 第三章 個人營業收益稅

個人として營業收益稅を課せらるゝ者は、日本内地に營業場を有して一定の營業即ち物品販賣業以下十九種の營業をなす者である。日本内地の範圍及び一定の營業名とは既に二頁及び三―四頁に記した通りである。

#### 第一節 課稅標準

物品販賣業以下十九種の營業者には何を標準として課稅せらるゝかと云ふに、營業の純益に賦課せられるのである。そこで營業の純益とは如何にして計算するかと云ふ問題が起つて來る。(稅法第三條)

#### 第二節 純益計算法

個人の營業純益を計算する方法は左の通りである。

- (一) 前年一月一日より引續き營業を爲す者は  
前年中の(營業上の)總收入金額より必要經費を控除して計算する(營業收益稅法第六條)
- (二) 前年一月一日以後の開業者は  
本年の豫算總收入金額より必要經費を控除して計算する。(同上)

此の場合の必要經費は矢張り豫算によるのである。

- (三) 前年一月一日より引續き營業をして居た營業者が死亡して其の營業を相續した場合は  
其の相續人は前年一月一日より引續き營業をして居たものと看做されて(一)の計算方法によるのである。(同上)

計算上注意すべき事は

- (イ) 總收入金といふは現金で入つたものも、掛となつて残つて居るものも含むのである、要するに入るべく確定して居るものを計上するのである。
- 不課稅營業純益區分方法

- (ロ) 純益を計算するに總收入金額より必要經費を控除するといふは、課稅すべき營業に付て、その收入金額及び必要經費を計算するといふ事であるから、若しも非課稅營業を兼營して居る場合には、其の非課稅營業の收入及び支出共に除外して計算せねばならぬのである。

〔參照〕營業收益稅法施行規則第六條 個人ノ純益ハ營業收益稅ヲ課スヘキ營業ニ付其ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シテ之ヲ計算ス

(ハ)考へやうによつては總純益金額から非課税純益金額を控除すれば、よいやうにも思はれる。幸ひ非課税營業に損失がなければ問題は起きないけれども若し非課税營業に損失が生じた時には前記(ロ)と(ハ)とによつて計算した總純益金額に相違を來すのである。参考のため例を擧げて説明しよう。

(1)非課税營業に損失ある場合

(ハ)の方法によつて計算すれば次のやうになる。

	支出	収入
課税營業	1,000	3,000
非課税營業	500	300
	1,500	3,300
差引純益	1,800	
	<u>3,300</u>	<u>3,300</u>

右計算例の示すが如く非課税營業に損失ある場合には(ロ)の方法によるか(ハ)の方法によるかに依つて、差引純益金額に相違を來す事となるのである。

(2)非課税營業に純益ある場合

(ロ)及び(ハ)の何れの方法に依るも結果は同じである。

先づ(ハ)による計算法を左に示す。

	支出	収入
課税營業	1,000	3,000
差引純益	2,000	
	<u>3,000</u>	<u>3,000</u>

(ロ)の方法によつて計算すれば次の通りとなる。

	支出	収入		支出	収入
課税營業	1,000	3,000	課税營業	1,000	3,000
差引純益	2,000	—	非課税營業	500	700
	<u>3,000</u>	<u>3,000</u>	計	1,500	3,700
			差引純益	2,200	—
				<u>3,700</u>	<u>3,700</u>
			純益	2,200 - 200 = 2,000	
			× 非課税營業利益		

第二に(ロ)の計算法によると次の通りとなり、結果は(ハ)の場合と同様である。

免、税、營、業、純、益、の、區、分、方、法

(ニ)重要物産製造業や製鐵事業の純益には營業收益税を一定期間だけ免除するといふ事になつて居るが、若し課税營業の外にこれ等の免税營業を営む場合の純益を如何やうに區分して控除するかといふのである。これは前記(ロ)の方法の如く免税營業に屬する收入支出を控除する事を要しない。(ハ)の方法によつて總純益金額より免税營業の純益金額を控除すればよい事となる。萬一免税營業に損失を生じたる場合には自然免税申請の必要もなくそれだけ課税純益金額を減少せしむる事となるのである。

同、一、人、に、て、數、個、の、營、業、場、あ、る、場、合

(ホ)同一人にて營業所を數個持つて居る場合には各營業場の總收入金額及び必要經費を皆合算して純益金額を計算する。營業收益税法施行地外より生ずる純益は除外せらるゝのである。(此の點は所得の計算法と異つて居る)

同、一、人、に、て、數、種、の、營、業、を、爲、す、場、合

(ヘ)金錢貸付業に利益を擧げたが兼業たる代理業には損失を招いた場合には損益金を差引計算し

て純益を求めるのである。

本店に利益ありて支店に損失ある場合

(ト) 廣島本店に利益があり、門司支店に損失のあつた場合には、各損益を通算して純益を算出するのである。

商品賣買差益の計算法

營業收益税を課せらるゝ營業者中でも比較的數多いと思はるゝ物品販賣業者の商品賣買差益を計算するには可成り手數がかかる事と思ふが先づ簡單な方法としては、

- (一) 前年中の現金賣、掛賣を問はず悉く計算する。
- (二) 前年十二月末日現在の賣殘品仕入原價を調べ上げる。
- (三) 賣殘品仕入原價と賣上金額との合計額より前年中の仕入金額と前々年より繰越の商品原價との合計額を控除する
- (四) 右(三)の差引殘額が即ち求むる商品賣買差益である。

第三節 必要經費

營業收益税の課税標準たる純益を計算する方法は總收入金額より必要經費を控除するといふが、其の必要經費とは何を指すかといふに、大體左記の如きものである。(營業收益税法施行規則第七條參照)

(一) 商品に關するもの

仕入品の原價                      原料品の代價                      運賃諸掛                      倉敷料

荷造包裝費                      保險料                      手數料

(二) 雇人に關するもの

給料、手當、賞與                      仕着費                      保健費                      慰安費                      賄費

(三) 營業場に關するもの

土地建物の公課                      修繕費                      保險料                      家賃

(四) 營業に關するもの

廣告費、裝飾費、賣出及景品費                      電話料                      電燈料                      交際費

公課(營業收益税も經費である)                      前年中の掛倒金

(五) 右の外收入を得るに必要なるもの(家事費用は除外する)

〔備考〕一(一)營業場の家賃

原則としては必要経費とは認められないが然しこれは必要経費に入  
れて然るべきものだと思はれる。現に或る税務署では

市街地に於ける營業用家屋の賃借料(家賃)は必要経費として取扱ふ、若し住宅と營業場と兼  
用の場合には其の利用する割合によつて必要経費と認める。只市街地でなく、村落地にあつ  
ては營業場の家賃は必要経費と認めない。

と云つて居る。尤も

比較的大きい建物を必要とする營業例へば旅人宿、料理店、湯屋等の家賃は専ら營業に使用  
する部分の家賃に限り、必要経費として取扱ふ  
事にして居る。

(二)減價償却費

原價明瞭にして消耗の甚だしきもの、例へば運送業に於けるトラツクの  
如きものに付ては税務署によつては相當減價額を認める方針を取つて居る。

第四節 必要経費に非ざるもの

純益を計算するに際し總収入金額より控除すべき必要経費の中で動もすると税法上で極めた必要経  
費にあらざるものを控除しないものでもない。必要経費として總収入金額より控除の出來ぬものを掲  
げて見る。

繰越缺損金 前年以前の掛倒金

建物器具等の見積減價

器具機械の新調費 改良費

商品原料品等の値下り損(評價損)

盗難火災等に因る損害

營業に關係なき負債の利子 同租税、公課

營業主、家族への諸給與 家事費用

村落地に於ける營業所家賃

營業用土地に對し納付したる地租

第五節 純益に算入せざるもの

収入したるものには相違なきも、個人の純益計算の場合に、純益に算入せざる事を明瞭に法文の上  
に出て居るものは左記の利子及び利益である。

公債(國債を含む) 社債・産業債券 銀行預金の各利子  
貸付信託の利益

【參照】—營業收益税法第六條第三項 資本利子税ヲ課セラルヘキ資本利子ハ之ヲ純益ニ算入セズ

### 第六節 同居家族の純益

第三種所得の計算では同居家族の所得は總て合算されるが、若し同居家族の營業純益と云ふものがあつたとして、それは所得計算と同様に合算されるかと云ふに、純益計算の場合には合算されない。

### 第七節 課税せざる營業純益

營業上より生ずる収入は凡て純益中に含めらるべきであるが、左記の營業純益には課税しないと云ふ事に規定されて居る。(營業收益税法第七條參照)

- 一、政府の發行する印紙切手類の賣捌
- 二、度量衡の製作、修覆又は販賣

三、自己の採掘し又は採取したる礦物の販賣

四、新聞紙法による出版

五、營業收益税法施行地外(植民地又は外國)にある營業場に於てなす營業

六、自己の收穫したる農産物、林産物、畜産物若くは水産物の販賣又は之を原料とする製造

(但し特に營業場を設けてなす販賣又は製造は除外する)

従て右營業以外の純益を計算する際には、右の營業に關する収入及び支出共に控除して計算すべきである。

### 第八節 免税せらるる純益

或る營業の純益には全然、營業收益税を課せずと規定して居るものもあるが、又他方には或る一定の期間を限つて營業收益税を免除すると規定して居るものがある。

其の一つは重要物産の製造業の純益である。これは左記の營業をなす者に對して開業の年及び其の翌年より三年間、税金が免除せられるのである。

- 一、金、銀、鉛、亞鉛、鐵又はアルミニウムの地金

- 二、鐵の條、竿、テI形アングル形類、軌條、板、線及管（鑄製管を除く）
  - 三、銅の合金の條、竿、板及管
  - 四、汽罐、原動機（機關車を含む）及動力を以て運轉する鐵製の機械
  - 五、燐、曹達灰、苛性曹達、硫酸アンモニウム、石炭酸、クロール酸加里及グリセリン
  - 六、製紙用バルブ
  - 七、板硝子
  - 八、コンデンスドミルク
  - 九、絹、亞麻又は毛の織物（動力を以て運轉する機械を使用し幅鯨尺一尺八寸以上及長鯨尺三十尺以上の織物のみを製造する者に限られてゐる）
- 免、税、期、間、の、繼、承、 重要物産製造業を繼續し、又は繼續したと認むべき事實のある者は、若し前製造業者に營業收益税の免除殘存期間のある場合に限り、其の免稅期間も繼承するのである。（營業收益税法第十一條）

製鐵業。今一つ營業收益税を免除せられるものは主務官廳の認可を受け一定の期間内に左記の設備

を設けて製鐵事業を營む者である。この方は設備完成の年及其の翌年より十五年間免稅せられるのである。右の十五年間の期間が昭和十年迄に滿了する者に對しては昭和十一年まで延長せらるゝ事になつた。（昭和六年法律第三號で改正）

- 一、一の場所に於て一年三萬五千疋以上製鉄能力及一年三萬五千疋以上の製鋼能力を有する設備を以て製鐵事業をなす者
  - 二、右の製鐵事業者が其の設備完成以前に其の設備の一部を以て製鐵事業を營む場合でも（無論一定の期間内に設備を完成せねばならぬが）免稅せられる。
  - 三、前記（一）に該當しない設備を以て製鐵事業を營む者でも、主務官廳の認可を受け一定の期間内に（一）に該當する設備を増設したる者も等しく免稅せられる。
  - 四、（一）に該當する設備を以て製鐵事業を營む者が、作業上の必要よりして主務官廳の認可を受け一定の期間内に、其の場所にて製鐵又は製鋼の設備を増設した時も、同様に免稅せられる。
- 免、税、期、間、の、繼、承、 繼承者も免稅せられる。製鐵の事業を繼續した者又は繼續した者と認むべき事實のある者は、前事業者の有する免稅期間を繼承する事になる、従つて前事業者の殘存期間だけ免稅の

恩典が受けられる譯となる。  
 前記重要物産製造業及び製鐵業を営む者で其の營業より生ずる純益に課税せられるのを免除して貰はんと欲せば、毎年三月十五日限り純益金額申告と同時に申請せねばならぬのである。(三五頁免稅の申請の項参照)

營業收益稅免除申請書

昭和 ×× 年 稅務署 長 殿		住所 氏名	
昭和 年分第三種所得稅及營業收益稅免除申請			
營業場位置		營業種目	
		○○製造業(又は製鐵業)	
根據法令		所得稅法第十九條 營業收益稅法第八條 (又は製鐵業獎勵法)	
所得金額及純益金額		圓(別紙計算書ノ通り)	
開業(又ハ能力増加) 年 月 日		年 月 日	

備考

- 一 何々業兼營
- 一 添付書類
- 一 決算書
- 一 區分計算書
- 一 何々
- 一 何々
- 一 何々

第九節 最低課稅純益金額

總收入金額より必要經費を控除して純益計算の結果、其の純益金額が四百圓ある場合には課税せられる。四百圓に満たない場合には全然課税せられぬ。

【參照】 營業收益稅法第九條 個人ノ純益金額四百圓ニ滿タサルトキハ營業收益稅ヲ課セス

第十節 稅率

營業純益に對し課せらるゝ營業收益稅の稅率は左記の通りである。(營業收益稅法第十條)  
 これは昭和六年四月法律第四十七號で改正せられた率である。



純益金額千圓以下なる時

純益金額千圓を超える時  
 千圓以下の金額 百分の二・二  
 千圓を超える金額 百分の二・二  
 百分の二・六

昭和六年分に限つて、右の改正税率中百分の二・二に對しては百分の二・五 百分の二・六に對しては百分の二・八の税率が適用せられるのである。(營業収益税法附則)

第十一節 税率改正による税額比較

個人の純益に對する税率は従來百分の二・八であつたが、前節に記した通り昭和六年四月法律第四十七號で改正せられた。

今、参考の爲めに、例を擧げて税率改正による税額の比較をして見やうと思ふ。

純益金額	改正による税額		舊法による税額		増減比較
	%	税額	%	税額	
九〇〇圓	二・二	一九圓八〇	二・八	二五圓二〇	(減)五圓四〇

一、二〇〇圓	内千圓二・二 残高 二・六	二・二圓 五圓二〇	計二七圓二〇	二・八	三三圓六〇	(減)六圓四〇
--------	------------------	--------------	--------	-----	-------	---------

第十二節 純益金額の申告

納税義務ある個人は毎年三月十五日迄に、營業の種類、營業場所在地、純益金額及び純益算出の基礎を詳記して所轄税務所へ申告せねばならぬ。(申告すべき税務署名は附録参照の事)もし三月十六日以後に納税義務が発生した場合には純益金額決定前其の純益を申告せねばならぬ。(營業収益税法第十二條、同施行規則第九條第十四條参照)

参考のため申告書の一例を左に示して置く。この書式は必ずこうでなければならぬといふ譯のものではない。法定要件を具備してさへ居れば、十分である。

昭和	年分營業純益金額申告書	氏名印	何	某 印
××税務署長殿				
				(三月十三日提出)

市町村	土地所在地 大字	地番 地目	坪數又 ハ段別	賃貸 價格	納付 地租額	控除 地租額	備考
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....

(註) (一) 總純益金額七、七四一圓中には各營業純益金額の合計に控除を受くべき地租一四圓が加算せられて居る、何となれば必要經費中に含まつて居る地租は經費でないからである。

(二) 備考欄には純益金額の計算方法や、控除を受くべき地租額の計算方法等に就て説明を要すべき事項を記載するのである。

(三) 純益金額欄へ記入すべき金額が萬一損失の場合には、朱書するか或は特に目立つ符合を附して置く事。

營業場所所在地 市町番地	營業種目	總收入金額	必要經費	純益金額	備考	現住所				
						市	區	町	番地	
.....番地	米穀卸小賣	九、八七三圓	六、三二〇圓	三、五六三圓		.....	.....	.....	.....	
.....番地	呉服小賣	一〇、三四七	七、二八三	三、〇六四		.....	.....	.....	.....	
.....番地	.....	八、一六五	七、〇六五	一、一〇〇		.....	.....	.....	.....	
.....	.....	.....	.....	.....		.....	.....	.....	.....	
營業用土地に對する地租額控除申請書						總純益金額	七、七四一圓			

望 への希

稅務署

現住所

市 區 町

本籍地

縣 郡 村町

番地

納前稅地年

(現住所ニ同ジ)

何々屋 番電話

屋商號

××局××番

部の入収						科目	金額摘要
計	雑収入	差引	仕入金額(減)	商品又ハ原料品 又ハ半製品原料品原價(減)	前年ヨリ繰越シタル商品 又ハ半製品原料品原價(減)		

  

要摘	目細の地土用業營					土地ノ所在地	地番地目	坪數	賃貨價格	地租	地租控除申請書

金額業	種目	營業名	納前年 稅所得地	工場業 場所及在	現住所	昭和 年分營業純益金額申告書	
						業兼	商屋號號
圓							
望希のへ署務稅			生年月日	氏營業印者	商屋號號	電話	〔 月 日提出〕
			年 月 日生				

右よりも稍々精細を極めた申告書の一例を擧げて見やう。

必 要 經 費											科 目	金 額	摘 要				
商 品 費			雇 人 費				營 業 場 費										
動力費	加工、仕上費	倉庫敷料	保險料	口銭手数料	荷造包装費	運賃諸掛	保健慰安費	賄費	仕着小遣	賞與	給料手当	修繕費	保險料	地代	家賃		
								雇人			雇人						
必 要 經 費											科 目	金 額	摘 要				
其 他		營 業 費															
差引純益	計	雑費															
			接待費	燃料、瓦斯、電燈、水道費	文具費、消耗品費	旅費、通信費	營業上ノ租税公課組合費	營業上ノ負債利子割引料	配達費	配達費	賣出費及景品費	廣告費、裝飾費					

第十三節 營業收益税額より地租額控除方法

營業用の土地に對して納付した地租があれば、其の營業收益税額より納付した地租額を控除して貰ひる。(營業收益税法第十條第三項)此處でいふ地租は營業専用の土地に對して支拂つた地租であつて家事に關聯せざるもの且つ現實に納付したものに限るのである。(税法施行規則第八條第一項)

次に其の控除を受くべき地租額は何時でも全額控除せらるゝかといふに、次の如く三通りに區分せられるのである。

- (一)前年一月一日より引續き營業を爲す者には……前年中の納付總額控除(同上第二項)
  - (二)前年一月一日以後の中途開業者には……本年の豫算額(同上)
  - (三)課税營業と不課税營業とに共通して使用する土地に付納付した地租に對しては……納付した地租額を課税營業の收入金額と不課税營業の收入金額とに按分して控除額を計算する、或は資産價額、純益の割合、其他適當の方法によつて按分する。(税法施行規則第八條第三項)
- 營業收益税額より地租額控除例を左に示す。

(イ)總收入金額……………六、五〇〇圓

(ロ) 必要経費……………三、六〇〇圓  
 (ハ) 外に地租納付額…………… 四八圓二〇錢  
 先づ純益額を計算すると(イ)より(ロ)を控除)一、九〇〇圓となる。この二、九〇〇圓に對する税金額は七一圓四〇錢である。而して營業用土地につき納付した地租額(ハ)四八圓二〇錢は右の税金額七一圓四〇錢より控除せられるのである。其の地租額控除残額二三圓二〇錢が實際に納付すべき營業收益税となる事勿論である。

【備考】税金計算方法に就て、税率は二五頁、速算法は附録参照の事。

#### 第十四節 地租控除の申請

營業收益税額より營業用土地に對し納付したる地租の控除を受けんと欲するものは、純益金額申告と同時に、即ち毎年三月十五日限り、税務署に申請せねばならぬ。三月十六日以後に納税義務発生した場合は純益金額決定前純益金額の申告と同時に申請するのである。

申請書には地番、地目、坪數、賃賃價格、地租額を記入して提出せねばならぬ。

申請に關する書式は純益金額申告書に附記してある通りである。(二九頁及三一頁参照)

#### 第十五節 免稅の申請

重要物産製造業の純益に對しては、營業收益税を期限附で免除せられるが、純益金額の申告と同時に即ち毎年三月十五日限り免除申請書を提出せねば控除せられない。此の場合免稅營業純益と課稅營業純益との區分計算書を添付せねばならぬ。(營業收益税法施行規則第十二條)

また製鐵業の純益にも右と同様に期限附で免除せられる。これも毎年三月十五日限り純益金額の申告の際免除申請書の提出を要する。而して免除を受くべき事業と其他の事業とがある場合には、之を區別した内譯書を添付せねばならぬ。(製鐵業獎勵法施行令第四條)

#### 第十六節 純益金額の調査と決定方法

營業純益金額に就て税務署はどんな風にして之を調査し、また之を決定するかといふに、大體次の如くして調査決定するのである。

- (一) 納税義務ある者が毎年三月十五日迄に營業純益金額を所轄税務署に申告すると所得税法の所得調査委員會が之を調査する。次に税務署が之を決定するのである。(税法第十二條・第十三條)
- (二) 所得調査委員會の閉會後、純益金額の決定に脱漏ある事を發見した時は其の決定を爲すべかり

し年の翌年に於ける所得調査委員会の調査によつて税務署が決定する。(税法第十三條)

(三) 所得調査委員会の閉會後、納税義務ある事を申出で、又は純益金額の増加ある事を申出でた時は、所得調査委員会の調査によらずして税務署に於て其の純益金額を決定するのである。

(税法第十三條)

(四) 税務署長は毎年納税義務ありと認むる者の純益金額及び前記(二)の場合の純益金額を調査して其の調査書を所得調査委員会に送付するのである。(税法第十四條)

(五) 所得調査委員会が五月卅一日迄に成立せざる時は、税務署が純益金額を決定して了ふのである。(税法第十五條・所得税法第五十一條)

(六) 所得調査委員会が開會の日より三十日以内の期間(地方の情況に依り夫々日数が定められて居る)

(註) 又は五月三十一日迄に調査を結了せしむる事が出来ない時は、税務署が調査未済の純益金額を決定する。(税法第十五條・所得税法第五十一條)

(註) 所得税法施行規則第三十四條 所得調査委員会ノ開會日數ハ各所得調査委員会ノ區域内ニ於ケル前年第三種ノ所得ニ付所得税ヲ納メタル者及所得税ヲ納メスシテ個人營業收益税ヲ納メタル者ノ合計數ニ從ヒ

左ノ如ク之ヲ定ム。

五千人以上ナルトキ	三十日以内
三千人以上ナルトキ	二十五日以内
千人以上ナルトキ	二十日以内
五百人以上ナルトキ	十五日以内
五百人未満ナルトキ	十日以内

(七) 税務署は所得調査委員会の決議を不当と認むる時は、七日以内の期間を定めて再調査に附す、而して其の決議を不当と認むる時又は再調査期間内に調査が結了せぬ時は税務署が決定する。

(税法第十五條・所得税法第五十二條)

審査請求のあつた場合の調査に就ても右と同様である。

(八) 詐欺其他不正の行爲に因り營業收益税を遁脱したる者の純益金額は所得調査委員会の調査を俟たず、税務署が之を決定する。(税法第二十九條)

(九) 審査請求をなす時は、所得調査委員会の決議によつて税務署が之を決定する。(税法第十八條)

(十) 審査請求のあつた場合には所得調査委員会は請求者に質問する事が出来る。(税法第十八條・所得  
税法第六十一條第二項)

**第十七節 純益金額の決議の制限**

營業純益金額の調査に干與する所得調査委員は自己及び自己と同一戸籍内に在る者の純益金額に關する議事に與る事が出来ない。(税法第十五條・所得税法第五十條)

**第十八節 純益金額の決定通知**

所得調査委員會の調査或は其他の方法により(純益金額の調査と決定方法の項三五頁參照)營業純益金額が決定すれば、稅務署長より決定の通知が来る。(税法第十六條)

また純益減損更訂の請求をして稅務署長がこれを更訂すれば、納稅義務者に通知が来る。

(税法施行規則第二十一條)

純益金額決定通知書の雛形は次の通りである。

營業純益金額決定通知書

昭和 年分營業純益金額決定通知書			
營業 業 名	業	純 益 金 額	
		千 萬	百 萬
		十 萬	萬
		千	百
		拾	圓
		××稅務署長 官 氏 名 印	
注 意 (省 略)			

第十九節 税額計算例

(問) (一)東京に於て物品販賣業を営む某個人商店の前年中に於ける營業上の總收入金額五二、三四九圓二九錢にして營業に必要な経費四六、八二四圓二〇錢なりとして此の商店の納付すべき營業收益税は何程となるべきか。但し必要経費中には營業用土地につき納付したる地租九六圓六五錢を含むものとする。

(答) 營業收益税 四五圓四九錢

計 算 法	
總收入額.....	52,349
必要経費.....	→) 46,824
總純益.....	5,525
地租.....	+ ) 96
課税標準.....	<u>5,621</u>
税額計算は速算法による	
$5,621 \times 2.6\% = 146.14$	
	→) 4
税 額	<u>142.14</u>
税 額	142.14
地 租	-) 96.65
實際納付税額.....	<u>45.49</u>

(問) (二)大阪に於て呉服商を営む某商店の前年中の總收入金額は七一、一五七圓八五錢、必要経費六二、七三五圓八二錢なりとして、此の呉服商人の負擔すべき營業收益税は何程となるべきや、但し收入金額中には國債及び銀行預金利子合計五八圓七三錢を含み、必要経費中には營業用土地につき納付したる地租八二圓三九錢を含むものとする。

(答) 營業收益税 一三三圓二〇錢

計 算 法	
總收入額.....	71,157
必要経費.....	→) 62,735
總純益.....	8,422
利子.....	→) 58
純益.....	8,364
地租.....	+ ) 82
課税標準.....	<u>8,446</u>
税額の計算は速算法による	
$8,446 \times 2.6\% = 219.59$	
	→) 4
税額.....	<u>215.59</u>
税額	215.59
地租	-) 82.39
實際納付税額.....	<u>133.20</u>



税益収業管人個

(本店)	總收入額.....	63,820	
	必要經費.....	41,257	-)
	利益.....	22,563	
	地租.....	90	+) )
	課税標準.....	22,653	
	税額は總て速算法による事		
		$22,653 \times 2.6\% =$	588.97
			4
	税額.....	584.97	
	地租.....	90.68	-)
	實際納付税額.....	494.29	.....(A)
(奈良支店)	總收入額.....	27,628	
	必要經費.....	37,708	-)
	損失.....	80	
	地租.....	72	+) )
	純損失.....	8	
	納付すべき税金なし.....(B)		
(神戸支店)	總收入額.....	16,820	
	必要經費.....	12,472	
	利益.....	4,348	
	掛倒.....	500	+) )
	純益.....	4,848	
	地租.....	51	+) )
	課税標準.....	4,899	
		$4,899 \times 2.6\% =$	127.37
			4
	税額.....	123.37	
	地租.....	51.87	-)
	實際納付税額.....	71.50	.....(C)
	税金總額 A + B + C = 565.79		

税益収業管人個

(問) (三)東京に本店を有する某商會及び其の奈良、神戸の二支店の前年中に於ける總收入金額、必要經費並に營業用土地につき納付したる地租、其他條件を左記の如くとして、此の本店が納付すべき營業收益税總額は何程となるべきや。

(本店) 總收入額六三、八二〇圓五二錢 必要經費四一、二五七圓三二錢 必要經費中に納付地租九〇圓六八錢を含む。

(奈良支店) 總收入額三七、六二八圓一五錢 必要經費三七、七〇八圓四五錢 必要經費中に前年中の掛倒金二、〇〇〇圓 納付地租七二圓四三錢を含む。

(神戸支店) 總收入額一六、八二〇圓六一錢 必要經費一二、四七二圓五九錢 必要經費中に一昨年中の掛倒金五〇〇圓及前年の納付地租五一圓八七錢を含む。

(答) 營業收益税總額 五六五圓七九錢

第二十節 納 期

營業收益税は其の年額を二分して左の二期に分納する事になつてゐる。(税法第二十二條)

第一期 八月一日より三十一日限

第二期 十一月一日より三十日限

第二十一節 納 税 地

納税地は原則として (一)住所地である。(税法第二十四條)

住所なき者は (二)主たる營業所の所在地である。(同上)

第三種所得税を納むる者は(三)所得税の納税地を以て納税地とするのである。(同上)

若し納税地の税務署所轄外に營業場を有する時は、其の營業場所在地の税務署に納税地を申告せねばならぬ。(税法施行規則第二十二條)

申告の様式は左の二種の中何れによるも差支ない。

納 税 地 申 告

住 所

年 月 日

氏 名 印

××税務署長殿(支店工場其他營業場所轄税務署長へ提出)

昭和 年分營業收益税納税地申告

一營業場、工場、支店ノ名稱

××× 本店(工場、何々)

一同 所在地

.....番地

一營業收益税納税地

.....番地

右申告候也

納税地申告

年 月 日

住 所

氏

名 印

××税務署長殿

營業收益税納税地申告

一純益ノ生ズル營業所

何市何町何番地

一純益ノ種類

何々

右純益ニ對スル營業收益税ハ△△税務署管内……縣……郡……町……番地ニ於テ納税可致此段申告候也

第二十二節 納税地變更の申告

移轉又は其他の理由によつて納税地を變更した時は、新納税地の税務署長に左記の如き申告書を提出せねばならぬ。(税法施行規則第二十三條)

住 所

氏

名 印

年 月 日

△△税務署長殿(新納税地税務署長へ提出)

營業收益税納税地變更申告

舊納税地

××市

何番地

新納税地

△△市

何番地

右營業收益税第

期分ヨリ納税地變更ニ付此段申告候也

第二十三節 帳簿物件の検査

收税官吏は營業に關する帳簿物件を検査したり、又は營業者に質問する事が出来る。但し帳簿物件を検査する時には、收税官吏は検査章なるものを營業者に提示しなければならぬ、若し検査章を提示しない場合には帳簿物件一切を出して見せるに及ばない。(税法施行規則第二十四條)

收税官吏の携帯すべき検査章の様式は左の如きものである。  
用紙厚質白紙縦二寸五分 横一寸五分 大正十五年九月九日大藏省令第三十五號

表 第何號 検査章 税務署印	裏 何税務署 官 氏 名
-------------------------	--------------------

第二十四節 同業組合等に対する政府の諮問

税務署長は所轄内に事務所を有する同業組合、其他の營業者の團體に屬する營業者の營業純

の見込額や順位を諮問する事が出来る。

諮問を受けた團體は税務署長が指定する期限迄に調書を提出しなければならぬ事になつて居る。

(税法第二十六條・同施行規則第十五條)

第二十五節 異議申立

一、審査請求

税務署長より通知ありたる純益金額に異議のある時は、通知を受けたる日より二十日以内に不服の事由を具し證憑書類を添付の上純益金額を決定した税務署長を経由して税務監督局長に審査の請求をなす事が出来る。(税法第十七條)

異議申立期限の二十日以内といふは、通知を受けたる日の翌日より起算しての話で、また最終日が大祭、祝日、日曜日に當る時は其の翌日まで有効である。

尙ほ郵便を以て請求する場合には、其の遞送日數は期間に算入されない。

請求書々式は次の通りである。

營業純益金額審査請求書

年 月 日

住 所

氏

名 印

××税務監督局長殿

昭和 年分營業純益金額審査請求書

一、決定營業純益金額

圓

一、決定通知書受領年月日

年 月 日

右ノ通××税務署長ヨリ決定通知相受候處左ノ事由ニ依リ異議有之候ニ付審査ノ上純益金額

圓ニ更正相成度證憑書類相添へ此段請求候也

不服ノ事由

一、……………  
一、……………

二、訴願

營業純益金額に付再審査を請求し、其の決定に不服ある時

三、行政訴訟 又は減損更訂の處分に不服ある時は訴願又は行政訴訟の中何れか一方により救済を求め、訴願せんと欲する者は、再審査の決定通知を受けたる日より六十日以内に税務監督局長を經由して大藏大臣宛に書類を提出せねばならぬ、期限六十日の計算法は(一)の場合と同じである。尙ほ郵便を以て差出す場合には、其の遞送日数は同じく期間内に算入されない。

行政訴訟を起して正當なる純益金額の決定を得んとする者は、再審査の決定通知を受けたる日より六十日以内に行政裁判所に書類を提出せねばならぬ。期間の計算法や遞送日数の期間内に算入されない事は凡て(一)の場合と同じである。

茲に注意せねばならぬ事は訴願するか行政訴訟を提出するかは各自の隨意であるが、必ず此の二方法の中何れか一方の方法のみ選ぶ事が出来る事と、税務監督局長の決裁を経ずに訴願又は行政訴訟をなす事が出来ない事である。

訴願書

住所

戸主(又ハ戸主某長男) ……業

訴願人 氏

生年 月 日 名

(法人ノ場合ハ法人名及代表者名記入ノ事)

一、裁決ヲ求ムル要旨

昭和 年 月 日附ヲ以テ××税務監督局長ノ決定シタル訴願人ノ昭和 年分營業純益金額…圓ヲ…圓ト更正セラレムコトヲ求ム

一、事實

一、税務署長ハ昭和 年 月 日附ヲ以テ訴願人ノ昭和 年分ノ營業純益金額ヲ…圓ト決

定 月 日其の通知書ヲ受領シタリ

一、訴願人ハ右決定ニ不服ナリシヲ以テ昭和 年 月 日××税務監督局長ニ審査ヲ請求シタル所同局長ハ昭和 年 月 日附ヲ以テ營業純益金額…圓ト決定 月 日其ノ通知書ヲ受領シタリ

一、不服ノ事由

一、××税務監督局長ノ決定シタル純益金額中ニハ…ト認定セラレタルモ右ハ…ニ付更正セラレタシ

一、立 證

一、…ニ依リ…ヲ立證ス  
一、添附書類

- 一、營業純益金額審査決定通知書寫 一通
  - 一、何々計算書（……事業年度決算報告書） 通
  - 一、何々明細書
  - 一、……
- 以上
- 右訴願要旨ノ通御裁決相成度候

年 月 日

右訴願人 氏 名 國  
（法人ノ場合ハ法人名及代表者名記入ノ事）

大藏大臣 殿

營業純益金額審査決定ニ對スル訴狀（正副二通提出ノ事）  
住所身分職業若クハ何縣何郡何町何職

原告 氏 名

年 齡

（住所ノ地行政裁判ヨリ八里以上ニ  
在ルトキハ其ノ里程）

（訴訟代理人アルトキハ此處へ其ノ住所身分職業氏名ヲ  
記シ頭ニ訴訟代理人ト記スヘシ辯護人アルトキ亦同シ）

被告 官 氏 名

一定ノ申立

被告カ昭和 年 月 日附ヲ以テ決定シタル原告ノ昭和 年分營業純益金額ヲ……圓ト更正ス訴  
訟費用ハ被告ノ負擔トストノ御判決相成度候

事 實

一、××稅務署長ハ昭和 年 月 日附ヲ以テ原告ノ昭和 年分ノ營業純益金額ヲ……圓ト決定

月 日其ノ通知書ヲ受領シタリ

一、原告ハ右決定ニ不服ナリシヲ以テ昭和年 月 日××税務監督局長ニ審査ヲ請求シタル所同  
局長ハ昭和年 月 日附ヲ以テ營業純益金額…圓ト決定 月 日其ノ通知書ヲ受領シタリ

××税務監督局長ノ決定シタル純益金額中ニハ…ヲ…ト認定セラレタルモ右ハ…ニ付更  
正セラレタシ

立 證

……ニ依リ……ヲ立證ス

……

行政廳ヨリ處分書ノ交付ヲ受ケタル年月日

昭和 年 月 日××税務監督局長ノ審査決定通知書受領

原告 氏

名 印

第二十六節 減損更訂

減損更訂を許す譯、營業收益税を課すべき純益は本來前年の實績を基礎にして計算したものであるから、本年の營業成績に不拘、其の決定された純益に課税せられるべきである、然し若しも本年の成績が甚だ悪い時は、それ丈け擔稅力が殺がる譯であるから、本年の營業成績が思はしくなく決定を受けた金額の二分の一以上減損した場合には、減損更訂の請求をなせば、調査の上更訂せらるゝ事になつてゐる。本年の豫算額で純益の決定を受けた場合、二分の一以上減損する事のあるべきは當然である。この場合も亦右と同様請求をなす事が出来る。(税法第十九條・第二十條)

減損更訂の請求が出来るのは營業不振で純益が二分の一以上減損した場合ばかりではない。營業の

行政裁判所長官

殿

年 月 日

訴訟代理人アルトキハ代理人署名捺印



中途で廢業した場合、矢張り純益が二分の一以上減損して居れば更訂の請求をなして差支ない。

相續 營業を相續した場合には被相續人と相續人との損益を通算して若しも純益が決定額の二分の一以上減損して居れば減損更訂の請求が出来る。

請求の出来ない場合 純益金額決定後は、營業繼續に因り縱令純益が二分の一以上減損するとも、請求の上更訂を受くる事が出来ない事になつて居る。例へば甲の昭和六年中の純益が三千圓あつて、昭和七年分課税標準を三千圓と決定されたが、昭和七年の六月に乙が甲の營業を繼續した結果甲の純益が半減したとするも更訂せられないのである。尤も右の場合に被繼續者たる甲と繼續者たる乙との純益を通算して見て、純益額が二分の一以上減損して居る場合に限り請求すれば更訂せられるのである。(税法第十九條)

請求期限 營業純益金額が決定金額の二分の一以上減損した場合には、計算書を添付して翌年の一月三十一日限り請求せねばならぬ。期限に後れると更訂を受くる事が出来なくなる。若し請求して更訂されるれば、既納の税金中過納分は返して貰へるのである。(税法第十九條)(後記過誤納税金額下戻請求の項六四頁参照)

却下 萬一申請手續に違背したものである時、例へば異議の申立をした場合の如き、或は稅務署長が二分の一以上減損してゐないと認めた時は、却下せらるゝのである。(同施行規則第二十條)

營業純益金額減損更訂請求書

昭和 年分營業純益金額減損更訂請求書

昭和 年 月 日 東京市 區 町 番地 物品販賣業 氏 名 印

×× 稅務署長殿

一、決定純益金額 圓

一、實際純益金額 圓

一、差引減損額 圓

右 ノ事由ニ依リ減損ニ付更訂相成度純益金額計算書相添へ此段請求候也

純益金額計算書

總收入金額	何々	計	必要經費	何々費	何々	何々費	何々	計	差引純益
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓

第二十七節 帳簿の必要

帳簿の必要な事は、商法に規定(商法第二十五條以下)があるからといふばかりではなく、自己の營業成績の如何を知るには勢ひ帳簿に頼らねばならぬからである。法人であればこの帳簿の整頓といふ事は比較的よろしいが、法人でも全く整頓されて居ないものがあるのであるから、個人營業の場合の帳簿の如き、全然記帳されてゐないものや、又は不完全な帳簿の存在する事は毫も怪しむに足らない所である。

そこで此の帳簿の不整頓といふ事が、單にそれだけで済む事ならばよろしいが、いざ納税といふ段取りとなるや、帳簿の不完全と云ふ事が、徴税者側の感情を害したり取引の實際を提示する事が出来ないで思はぬ大損を招く基となる事があるのである。即ち自己の純益は斯々であると申告しても、必ず其の通り決定せらるゝものぢやない、種々調査して決定して来るのであるが、中には途方もない金額を調査決定して通知して来る場合がないとも限らない。其の時、物を言ふものは何であらうか。それはとりも直さず帳簿である。であるから帳簿を何より大切に思つて、毎日の取引を整然且つ明瞭に記載して置く事を忘れてはならぬ。

帳簿の必要といふ事を説いた話の間に挿入せられた、二三面白い歌を紹介して置かうと思ふ、それは大正十三年三月十七日東京府立商工奨励館で開催せられた「會計能率増進講演會」の壇上で下野直太郎氏（現在東京商科大学名譽教授商學博士計理士）が話の間々に挿入せられたものゝ中の主なるものである。

- 商法に帳簿の規定ある故に 必要なりと思ふべからず
  - 帳合は自分一己の爲ならず 取引先の爲にすと知れ
  - 營業は人にまかせてかなれども 帳合だけは自分にてせよ
  - 厘毛も粗略に出来ぬ錢勘定 我身獨りのものにあらねば
  - 缺損の場合はわけて精確に 勘定立ねば申譯なし
- 尙ほ序であるから嘗て奥田悦堂生氏が物せられた「商工いろは歌」の中より、二三紹介して見やう
- いつはりのなき帳合は取引の まことあらわす鏡ぞと知れ
  - 筆先で化粧させたる計算書 やがては判るものところぞ知れ
  - 税金をのがるゝ工夫するよりも 儲を多く獲る工夫せよ

### 第二十八節 誤 謬 訂 正

税務署が決定して通知した營業純益金額につき異議あると云ふ事は納税義務者の純益計算法と税務署のなす計算法とに相違する所がある爲めであるが、之れは審査の請求をして決定せねばならぬ事である。然し税務署長も、その決定純益額の誤りであると云ふ事を認める場合もある。つまり純益金額が何等かの錯誤によつて決定された如うな場合には納税義務者から申出次第、當然訂正して呉れる申出でない場合でも税務署が誤謬を發見した時は進んで訂正すべきものである、然し訂正の結果納税義務者の負擔が重くなるやうな訂正は、申出のない限り税務署から進んで行はぬものである。

### 第二十九節 税金の徴收猶豫

(一) 税務署より通知ありたる營業純益金額に異議あつて、之れが審査請求をなした場合でも、税金の徴收は猶豫されないのである。何故に税金の猶豫をなさぬかと云ふに、若し之れを許すとせば只徒に異議申立をして其の間幾日なりと税金の徴收を免れ度と云ふ淺墓な考へを起す者が無いものでも無いからである。

(二)然し右の審査請求の場合とは異なつて、營業純益金額につき減損更訂の請求をなした時は、更訂處分の確定する迄、税金は猶豫せられる。畢竟、この場合は(一)の場合と大分趣きを異にして居るからである(營業收益税法第二十三條)

第三十節 過誤納税金額下戻請求

税金額を一應納期日までに納付したが、其の後になつて課税標準額の更訂、或は誤謬訂正等の處分を受けて税額の減少したる時、又は訴願の裁決、訴訟の判決、其他の事由により同じく税金額の減少を來したる時は、既納税金額中過納となりたる分は拂戻さるゝ事となるのである。

然しながら、實際問題としては過納となりたる税額は同年度の爾後の納期に於て徴收せらるゝ同一税目の税金に充てられて、其の残金が拂戻さるゝ事となるのである。

〔参照〕國稅徵收法第四條ノ五 同年ノ所得稅、地租、營業收益稅、資本利子稅及酒造年度ノ酒造稅ニシテ既納ノ税金過納ナルトキハ爾後ノ納期ニ於テ徴收スヘキ同一税目ノ税金ニ充ツルコトヲ得

(昭和六年三月廿八日法律第十六號改正)

右及請求候也	歳入年度	税 日	納期區分	納税額	納税年月日	課税標準額	更訂課税標準額	更訂税額	更訂(取消、免除)ノ年月日及其事由	
	昭和六年度	營業收益稅第一期	八九圓	昭和六年八月廿日	七、〇〇〇圓	二、〇〇〇圓	二四圓	昭和六年九月十三日決定誤謬取消ニ因リ第一期分過納トナリタルニ依ル		
	昭和六年九月十八日 ……稅務監督局長殿 國稅拂戻(過誤納額下戻)請求書 一金六拾五圓也 内譯									
	縣(府) 郡 町(村) 番地 市(區) 新 城 松 三 郎 印									
	第三十一節 罰 則 稅務署としては各營業者から公平に稅を取り立てやうとして、種々の手段により即ち帳簿物件を檢									

査したり同業組合に諮問したり或は直接質問をしたりするが、中には不正の行爲に因り税金を逋脱しようとする者もあるし、また此等の調査に當つた税務官吏が、其の調査検査により知得たる事實を正當の理由なく漏洩する場合もあつて、營業者の迷惑となる事がないものでもないから、此等の不正行爲を防止する爲めに税法には種々の制裁が定められて居るのである。

(一) 税金逋脱の罪 詐欺其他不正の行爲に因り税金を逋脱した者は、逋脱した税金の三倍に相當する罰金又は科料に處せられる。然し自首した者、又は税務署長に申出でた者は其の罪を問はない事になつてゐる。此の場合、純益金額は所得調査委員會の調査を俟たずに税務署が金額を決定して直ぐに税金を取立て、了ふのである。(税法第二十九條)

(二) 検査妨害の罪

收税官吏が帳簿物件を検査する際、之れを妨害したり、或は虚偽の記載

(三) 虚偽の帳簿提示の罪 をなした帳簿を提示した者は何れも百圓以下の罰金に處せらるゝ事になつてゐる。(税法第二十八條)

(四) 秘密漏洩の罪 營業收益税の調査又は審査の事務に會て従事した事のある者も、現在従事してゐる者も、共に其の調査又は審査に關聯して知り得た秘密を正當の理由なく他人に漏洩した場合は

五百圓以下の罰金に處せられるのである。(税法第三十條) 此の規定があるから營業者は皆安心して帳簿物件等を税務官吏に見せたり種々質問に答へたりする事が出来るのである。

### 第三十二節 營業收益税法違犯者と刑法の適用

營業收益税法に違犯した者には、罰則の(四)に掲げた秘密漏洩の罪を除いては、一般刑法に定められて居る左記の規定は適用されないものである。要するに營業收益税法を犯した者は、刑法の規定によつて其の罪を輕減酌量せらるゝ事が出来ないものである。(税法第三十一條)

(一) 法律の不知に依る輕減

(二) 心神耗弱者に對する輕減

(三) 瘖啞者の不罰又は輕減

(四) 犯罪無能力(十四歳未満)者の不罰

(五) 併合罪の罰金輕減

(六) 從犯の輕減

(七) 酌量輕減

〔参照〕刑 法

- 第三十八條第三項 法律ヲ知ラサルヲ以テ罪ヲ犯ス意ナシト爲スコトヲ得ス但情狀ニ因リ其刑ヲ減輕スルコトヲ得
- 第三十九條第二項 心神耗弱者ノ行爲ハ其刑ヲ減輕ス
- 第四十條 瘖啞者ノ行爲ハ之ヲ罰セス又ハ其刑ヲ減輕ス
- 第四十一條 十四歳ニ滿タサル者ノ行爲ハ之ヲ罰セス
- 第四十八條第二項 二個以上ノ罰金ハ各罪ニ付定メタル罰金ノ合算額以下ニ於テ處斷ス
- 第六十三條 從犯ノ刑ハ正犯ノ刑ニ照シテ減輕ス
- 第六十六條 犯罪ノ情狀憫諒ス可キモノハ酌量シテ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

第四章 法人營業收益税

營業收益税法の施行せらるる範圍は小笠原島及び伊豆七島を含んだ日本内地全部である事、また營業收益税を課せらるる法人は

- (一) 税法施行地に本店を有する營利法人 (税法第一條)

(二) 税法施行地に本店を有せずして支店、其他の營業場を有する營利法人 (同上)

であつて、つまり日本内地に營業場を有して營業をしてゐる法人は何業を問はず課税を受ける事及び營業收益税を課せられざる法人は

非營利法人、相互保險會社、民法第三十四條規定の公益法人、産業組合、漁業組合、工業組合、輸出組合……等々である事は、

既に三頁及六頁で説明した通りであるから茲には略す事にする。

第一節 課税標準

法人が營業收益税を課せらるる標準となるべきものは何かと云ふに、それは營業の純益に對して賦課せられるのである。そこで課税標準たる純益は如何にして計算するかといふ事になる。

(税法第三條)

第二節 純益計算法

(一) 普通の場合 普通の場合に於て法人の純益を計算するには、各事業年度の總益金より總損金を控除して其の金額を定めるのである。(税法第四條)

(二) 解散の場合 會社解散の場合に於ける純益の計算法は、事業年度の始めより解散決議の日迄の期間を一事業年度と看做して其の期間内の總益金より總損金を控除して金額を定める。(同上)

(三) 合併により消滅の場合 會社が他會社に合併せられて消滅した場合の純益計算法は事業年度の始めより合併實行に至る迄の期間を一事業年度と看做して其の期間内の總益金より總損金を控除して金額を定める。(同上)

純益を計算するに就て少しく述べなければならぬ事は、先づ第一に事業年度である。個人の純益を計算するには前年中の實績とか本年中の豫算額とかに依るが如く法人の場合にも、其の純益を極める尺度たる期間がなければならぬ、處で法人の場合には其の期間が必ず一月から十二月までの一年とは限つてゐない、何月から極めやうが會社の任意である。而して一年を期間とするも六ヶ月を期間とするも亦會社の任意である。只商法の規定で一年以上を決算期間とする事は出来ないものである。今假りに或る収入支出があつたとして其れを何れの決算期間即ち何れの事業年度に算入するかによつて、當該年度の純益に影響するものであるから此點は十分考慮せねばならぬ事である。また七月から十二月迄の期間を以て一事業年度とする會社が十月に解散又は合併に依り消滅したとせば、七月から十月

(解散決議又は合併實行の日迄) 迄を一事業年度とするのである。次には、總益金又は總損金の問題である。税法上には何が益金にして何が損金なるか何等規定はしてゐない然し益金といふは會社の資本拂込以外に會社の純財産價額を増加せしむるもので、損金といふは資本の拂戻以外に於て會社の純財産價額を減少せしむるものでありと云ひ得るのである。即ち營業に直接關係ある益金又は損金は凡て營業純益金額を計上するに當つて其の構成分子たるも、直接營業に關係なきもの例へば合併差益、減資差益、額面超過額とか、或は評價損とか、減價償却費とかも等しく營業純益金額を計算するに見落してならぬものである事を忘れてはならない。

營業純益金額の計算法は特に定められた事項を除いては、大體に於て所得税法による所得の計算法と變りはない。左に損益問題に就て少しく述べて見やうと思ふ。

- (1) 建設利息 會社が登記後二年以上開業をなす事が出来ぬ場合には定款に規定して一定の利息を開業する迄で株主に支拂ふ事が出来るが(商法第九十六條参照) 此の建設利息は、營業利益のなきに拘らず支拂はるゝものであるから損金たる事は明かであるが、若しも銀行預金の利子と

か或は其他の雑収入中より支拂はれた場合にはそれは一般の利益配當と異ならぬものとして損金と認められない。

例へば茲に預金利子又は其他雑収入合計八千圓ある場合に、建設利息同じく八千圓支拂ひたりとせば會社の帳簿上損益は零となり何等課税を受くべきものなきが如く思はるれども、税法上では右の如く利息の支拂に充當すべき利益(雑収入)のある場合は一般の利益配當をなしたものと同様に取扱つて、利益金八千圓其儘に税金が課せられるのである。

(2)

創業費、これは創立費とも稱せられる處のもので、會社設立に要した費用即ち損金に外ならぬ。此の損金は會社存続期間に割當て、年々償却すべきものであるが(一時資産に計上して置いて)第一年度の損金にするも敢て差支はない、然しかくは一時に營業利益の大部分を失ふ虞あるを以て一時に損金に計上せず徐々に然しなるべく速かに償却するがよい。要するに會社が事業年度の損金に計上した場合は凡て是認せらるゝものである。

〔參照〕(一)保險業法第五十八條 設立費用及び始メノ五年度ノ營業費ハ十年ヲ超エサル期間内ニ於テ定款ノ定ムル處ニ從ヒ毎年其一部ヲ償却スル事ヲ得

(二)大正十三年七八號昭和二年四月一日行政裁判所判決……原告會社ノ第一乃至第三貸借對照表ニヨレバ原告會社ニ於テハ保爭各事業年度ニ於テ何レモ其ノ創立費金七千六百五十二圓餘ヲ資産トシテ整理シアルヲ以テ被告主張ノ如ク之ヲ以テ損害金ニ計上スルコトヲ要セサルハ當然ニシテ此ノ點ニ關スル原告ノ主張ハ失當ナリ……

(三)大正十四年三六號十五年十一月廿五日行政裁判所判決  
……又創立費金二千四百六十五圓十三錢ハ全額支拂濟ニシテ當期ノ損失ニ屬スルモノナリト主張スルモ原告會社ハ之ヲ甲第五號證ノ損益計算書中支出ノ部ニ記載セズシテ甲第四號證ノ貸借對照表中資産ノ部ニ記載シ其全額ヲ繰延資産トシテ整理シタルニ由リ當期ノ損失ニ算入セザルヲ相當トスルコトハ當裁判所が大正二年第三號所得金額取消ノ訴ニ付判示シタル所ナリ……

(3) 前事業年度より繰越益金、これは前年度の益金として既に課税済みであるから、今年度に繰越されても、課税上總益金中より控除すべきもので當然の事である。

(4) 前事業年度より繰越損金、この場合は前項の正反對の事實で、前年度に於て既に課税を受けなかつたものであるから、それを又今年度に至つて課税金額より控除する時は同一の損金に對



し二重に課税を免除した形になるから、前年度よりの繰越損金は填補して損金に計上するも損金とは認められないのである。

然しながら種々の理由からして、繰越損金も左記の利益を以て補填に充當したる部分のみ損金と認めらるゝやうになつたのである。

- (イ) 重役の私財提供に因る利益
- (ロ) 重役の債務免除に因る利益
- (ハ) 株主の私財提供に因る利益
- (ニ) 株主の債務免除に因る利益
- (ホ) 銀行に於ては右の外、預金切捨に因る利益
- (ヘ) 一般債権者の債務免除に因る利益（同族會社にして弊害を伴ふと認めらるゝ場合は此限りでない）

〔備考〕—既に述べた通り會社によつては半年を一事業年度となす所もあれば又一ヶ年を一事業年度とする所もある。此の半年一期の場合に營業の種類によつては前半期が仕入れ又は製造時で後半期が専ら

- (5) 右に掲げた重役、株主等の提供財産又は債務免除額、預金切捨額、これ等の利益を以て繰越欠損金の補填に充當した部分の金額は益金中に算入しない。
- (6) 減資差益 會社は種々の理由に依つて、資本を減ずる事があるが其の拂戻金額が拂込資本より

少い場合の差額や無償減資の場合の差額は之れを利益とすべきであるが、只繰越欠損金の補填に充當した場合に限つて、其の充當額だけを益金に計上しない取扱ひになつてゐる。尙ほ減資差益と營業利益との二つを以て繰越欠損の補填をなした場合には、第一に減資差益を以て之を爲し、第二に營業利益を以て之れを行ひたるものとして取扱ふ。

販賣時であるといふ關係上、營業利益が各期等しく行かぬ事となり勢ひ前半期は欠損を招ぎ、これを翌期に繰越したりとして填補するも損金として認められぬといふ取扱のため、一年を一期とする會社との均衡上面白くないによつて、半年を一期とする會社の前期の繰越損金に限り補填して損金となした場合、そのまま損金として取扱つて貰ひ度いといふ民間實際家の希望であるが、税法の改正を見ずしては、只一片の取扱法によつて、右の如くなす事は恐らく困難の事と思はるれども、

一個の研究事項として記した次第である。

次に繰越欠損金といふは整理科目の如何を問はず、其の實質上繰越されたる欠損金を指すものである。

(7) 評價損 会社の所有する資産、例へば家屋(或は船舶、土地、機械等の如きもの)が従来帳簿上七萬五千圓となつて居たが、時價五萬圓であるとせば、決算の際に家屋の價額は五萬圓となつて二萬五千圓だけ其の價額を減少したわけである、即ち差引二萬五千圓の評價損を生じた譯である。此の評價損を多額に見積れば、それだけ会社の利益が減少する譯であるから、そこで稅務上取扱ひとして、この評價損の認定標準を求めて一定の度を越えて評價損を建てた場合にはこれを否認するといふ事になつてゐる。

即ち会社が土地建物器具機械及び流動資産に對して評價減を行ふた場合に、其の評價額を原價又は時價の内何れか一方低きものと對照して、其の減差額が土地は五分、其の他は何れも一割を超過しないものを是認し、右の率を超過した部分は否認せらるゝのである。尙ほ將來著しき低減を來すべく豫想せらるゝものは右に記した歩合の三倍までは是認せられる。

一例を擧げて見れば次のやうである

昭和五年七月に購入したる機械原價を三萬五千圓とする、而して同年十二月決算に際し之れが評價額を三萬圓とした、

其の時の時價は、三萬七千圓であつたとする、然らば右の評價による評價損中幾何を是認せられ、幾何を否認せらるゝかといふに、減價額は原價又は時價の中低きものゝ一割までは是認せらるゝ故、評價額を何程とせば是認せらるゝかと云ふに、原價三萬五千圓の一割即ち三千五百圓を減じたる、三萬千五百圓とせば否認せらるゝ事なきも、評價額三萬圓との差が千五百圓ある故、評價損五千圓の中三千五百圓は是認せられ、千五百圓は否認せらるゝ事となるといふのである。

(8) 権利の償却 会社の資産中に無形の資産がある、例へば營業權(或は之を暖簾とも稱す)、特許權、商標權等の如きものであるが、此等は固定資産の減價償却をなすが如く、其の権利の持續年數を見積つて、適宜に償却すべきもので、償却額丈け会社の損金に計上せらるゝものである。若し法定年限のあるものはそれに従ひ、然らざるものは見積によつて償却すべきである。營業權の償却等は約十年以内に償却すべきが適當と思はれる。

(9)

勞務出資者の給料 合名、合資会社の勞務出資者に業務執行の報酬として支拂ふ給料は所得金額及び營業純益金額計算上損金と認めるか否かと云ふ問題に關して行政裁判所は、之れは會社の損金でないといふ判決を下して居る。判決要旨は左の通りである。

昭和三年第二百七十四號行政裁判所判決

合資会社の業務を執行する事に依り勞務出資の義務を履行すべき社員に對して會社が其の業務執行に對する報酬として支給したる給料に相當する金額は會社の所得金額並に營業純益金額の算定上損金として總益金中より控除すべきものに非ず

(10)

同族會社の寄附金

同族會社が公益事業等に寄附を爲したる場合でも、之れは同族たる個人の社會的地位を維持せんため會社名によつて支出するものにして明に税金逋脱を目的とするものであるとして、損金たる事を否認されて居つたが昭和二年第二百六十八號行政裁判所判決によつて、或る場合には、同族會社の寄附も損費として取扱はれる様になつた。判決要旨は次の通りである。

同族會社の寄附にして其の目的たる事業遂行に必要ならずと認めらるゝものに付ては會社及株主社員其の他特殊の關係ある者に付共に所得稅逋脱の目的ありと推定するを妨げざるも株主社員其の他特殊關係者の全部若は一部に於ても同一事項に付相當の寄附を爲したる事實其の他に類する反證ある場合に限り所得稅逋脱の目的ありとの推定を阻却し税法上適法に損金として計算することを得べき會社自身の寄附と認むるを相當とす。

(11)

補助金、補償金 會社は時として政府又は府縣等より、其の事業獎勵或は研究の目的の爲めに補助金の交付を受くる事がある、この補助金は會社の益金中へ加算すべきものであつて、若し返還すべきものであつたとすれば其の返還した年度の損金に計上すればよろしい譯である。

また會社は時として都市計畫整理又は道路其他の改修工事のため他へ移轉するか、或は移轉と共に休業し、其の休業中の損害補償の意味を以て、政府より或は夫々關係者より補償金を受取つたとする、此の場合の右補償金は會社の益金である。而して若し返金しなければならぬ如き場合には、支拂つた時の損金に取扱ふべきである。

(12)

役員賞與 これは利益の割賦と看做されて損金ではない、但し名は賞與であつても實質上明か

(13) (14)

に俸給と認めらるゝ場合に限り損金として取扱はれる。  
 使用人の賞與、これは特別の事情なき限り、普通損金と認められる。  
 交際費、これは利益處分のものには損金と認められないが、明かに会社の負擔すべき経費なる事  
 立證せらるゝ場合には損金と認められる。

(15)

額面超過額、株式募集の際、会社が額面以上の價格を以て應募せしめたる場合に、其の額面超  
 過額(即ちプレミアアム)は純益計算上、益金として取扱はれる、これを益金と見るか否かに就て  
 は度々行政訴訟となつた問題である、而して此の額面超過額を益金として計上すべき事業年度  
 は如何に定むべきかといふに、株式引受に關し其の確定したる日の屬する事業年度の益金中  
 に計上するを原則とするが、然し会社が右の如く計上せずして實際拂込まれた日の屬する事業  
 年度分に計上した時でも、強ひて之れを否認する事なく其のまゝ是認せらるゝものである。

(16)

合併差益、會社と會社とが合併した時に合併會社の資本増加額と被合併會社の資産價格とが同  
 額である場合には、少しも損益の問題は生じないけれども、資産價格が多額の場合には、其の  
 資本増加額と資産價格との差額は合併に因る差益となる譯である。

例へば被合併會社の拂込資本金二百萬圓、積立金四十萬圓合計資産價格二百四十萬圓を合併會  
 社が二百萬圓交付して承繼したとせば合併に因る差益は四十萬圓となる譯である。處で此の四  
 十萬圓の合併差益は合併會社の利益であるから、これに課税せらるべき事は當然であるけれど  
 も、よく觀察して見るとこの四十萬圓は被合併會社の積立金より成るものであつて、この積立  
 金は被合併會社に於て既に課税を受けたものであるから、今また茲にこの差益に課税するは正  
 しく二重課税たるを免れない。

また他の一例を擧げんに、被合併會社の拂込資本金額二百萬圓缺損金二十萬圓差引合計資産價  
 額百八十萬圓を合併會社が二百萬圓交付して、承繼資産價額二百二十萬圓として受入れたりとせば、  
 合併差益は二十萬圓となる。此の場合には前例の如く被合併會社の積立金に相當するものはなく、合併  
 差益全部が秘密留保金より成るとして、この場合には課税を受けることとなるのである。

合併差益中益金に算入せられざる即ち課税せられざる金額は、明かに被合併會社の積立金より成る  
 部分と認められたものに限るのである。

今合併差益中積立金より成る部分と然らざるものより成る部分の區分法につき概説せば次の通りで

ある。

(イ) 合併會社の承繼資産價額と被合併會社の合併當時に於ける純資産價額と同一なる時は、被合併會社の積立金より成ると認めて課税なし。

(ロ) 合併會社の承繼資産價額が被合併會社の合併當時に於ける純資産價額を超過する時は、被合併會社の秘密留保金より成ると認めて課税せらる。

(ハ) 合併會社が承繼資産價額を被合併會社の合併當時に於ける純資産價額以下にて受入れたる時は、其の差額は被合併會社の積立金減少と認められる。

(ニ) 被合併會社が合併の當時積立金及び缺損金を併有する時は、

- (1) 積立金の方大なれば相殺して、其の残額を積立金と認められ
- (2) 缺損金の方大なれば積立金なしと認められる

今参考の爲め左に、合併差益課否区分方法を表示しようと思ふ。

被合併會社の合併當時に於ける純資産價額		合併會社の交付資本金及合併差益額		合併差益の課否区分	
拂込資本金	二百萬圓	交付資本金	二百萬圓	積立金より成る部分(不課税)	四十萬圓
積立金	四十萬圓	承繼資産價額	二百四十萬圓	其他の部分(課税)	—
合計	二百四十萬圓	合併差益	四十萬圓		
資産價額	二百四十萬圓				
拂込資本金	二百萬圓	交付資本金	二百萬圓	秘密留保金より成る部分(課税)	六十萬圓
積立金	四十萬圓	承繼資産價額	三百萬圓	積立金より成る部分(不課税)	四十萬圓
合計	二百四十萬圓	合併差益	百萬圓		
資産價額	二百四十萬圓				
拂込資本金	二百萬圓	交付資本金	二百萬圓	秘密留保金より成る部分(課税)	二十萬圓
缺損金	二十萬圓	承繼資産價額	二百二十萬圓		
合計	百八十萬圓				

資産價額	百八十萬圓	合併差益	二十萬圓	積立金より成る部分(不課税)	—
拂込資本金	二百萬圓	交付資本金	百六十萬圓	積立金より成る部分(不課税)	—
積立金	四十萬圓	承繼資産價額	二百萬圓	資本金より成る部分(課税)	四十萬圓
合併計	二百四十萬圓	合併差益	四十萬圓	秘密留保金より成る部分(課税)	六十萬圓
資産價額	二百四十萬圓	合併差益	百四十萬圓	資本金より成る部分(課税)	四十萬圓
拂込資本金	二百萬圓	交付資本金	二百萬圓	積立金より成る部分(不課税)	二十萬圓
積立金	四十萬圓	承繼資産價額	二百四十萬圓	資本金より成る部分(課税)	—
合併計	二百二十萬圓	合併差益	四十萬圓	秘密留保金より成る部分(課税)	—
資産價額	二百二十萬圓	合併差益	—	積立金より成る部分(不課税)	—

資産價額	百八十萬圓	合併差益	百萬圓	秘密留保金より成る部分(課税)	八十萬圓
拂込資本金	二百萬圓	交付資本金	百六十萬圓	積立金より成る部分(不課税)	—
積立金	四十萬圓	承繼資産價額	二百六十萬圓	資本金より成る部分(課税)	—
合併計	百八十萬圓	合併差益	百萬圓	秘密留保金より成る部分(課税)	—
資産價額	百八十萬圓	合併差益	—	積立金より成る部分(不課税)	—

第三節 固定資産の減價償却

固定資産の減價償却額は純益金額計算上、損金として取扱はるゝものである。今左に簡単に減價償却の意義、性質、計算法等につき説明しやう。

- (一) 固定資産即ち建物、器具及機械等の使用及び歲月の經過に伴ふ物理的效用の減耗價額を見積り當該資産額より控除するものである。
- (二) 營業利益の有無に不拘、毎事業年度の總損金中に計上すべきものである。
- (三) 毎事業年度の總損金中に計上すると計上せざるとは、會社の任意である。
- (四) 純利益金の處分を以て償却をなしたる場合も、當該事業年度の總損金中に算入すべきものである。

ある。

- (五) 減償償却額は、大蔵省内規の一定歩合を超過する時は、其の超過額だけ否認せられる。
- (六) 堪久年限(或は耐用命数とも稱せらる)の一部或は既に其の全部を経過したる固定資産を取得したる場合には、改めて適當なる堪久年限を計算し償却歩合を定める。
- (七) 當該事業年度の減償償却額が、税務官廳の是認程度を超過する場合には、従來の償却額合計が毎期是認歩合より計算したる金額の積算額に達せざる場合は、其の積算額の限度迄償却を行ふ事が出来る。
- (八) 原價を基礎として償却する場合に、其の積算額が原價の十分の九に達したならば、以後償却を認められない。
- (九) 堪久年限を経過するも減償償却積算額が原價の十分の九に達せざる時は、其の差額は任意償却して差支ない。
- (十) 同一種類の固定資産の各個につき償却額を計算したる場合にても、其の種類の全體より觀察して、其の率の妥當なるや否やを定める。

堪久年數に對する減償償却歩合表

堪久年數	原價に對する歩合	未償却殘額に對する歩合	堪久年數	原價に對する歩合	未償却殘額に對する歩合
三	三分三厘	五三六	四	二分五厘	五〇六
四	二分五厘	四三八	五	二分〇厘	四四五
五	二分〇厘	三六九	五	二分〇厘	四〇五
六	一六七	三一九	六	一七九	三五〇
七	一四三	二八〇	七	一七九	三〇〇
八	一二五	二五〇	八	一六五	二五〇
九	一〇〇	二〇六	九	一五五	二〇〇
一〇	八〇	一七五	一〇	一四四	一五〇
一一	六八	一四九	一一	一三三	一〇〇
一二	五七	一二二	一二	一二二	一〇〇
一三	四七	九九五	一三	一一一	一〇〇
一四	三九	八七五	一四	一〇〇	一〇〇
一五	三二	七六〇	一五	九〇	一〇〇
一六	二五	六五〇	一六	八〇	一〇〇
一七	一九	五五〇	一七	七〇	一〇〇
一八	一四	四六〇	一八	六〇	一〇〇
一九	一〇	三八〇	一九	五〇	一〇〇
二〇	七	三〇〇	二〇	四〇	一〇〇
二一	五	二二〇	二一	三〇	一〇〇
二二	四	一五〇	二二	二〇	一〇〇
二三	三	一〇〇	二三	一〇	一〇〇
二四	二	七〇	二四	五	一〇〇
二五	一	五〇	二五	〇	一〇〇
二六	〇	四〇	二六	〇	一〇〇
二七	〇	三〇	二七	〇	一〇〇
二八	〇	二〇	二八	〇	一〇〇
二九	〇	一〇	二九	〇	一〇〇
三〇	〇	〇	三〇	〇	一〇〇

法人の營業純益計算上、純益に算入する事を要せざるものは左記の營業より生ずる純益である。

第四節 營業收益税を課せられざる純益

器具		機械		船舶		煙突		
木製	鐵製	木製	鐵製	木船	鐵船	鋼製	鋼製内部煉瓦被覆	煉瓦造
八	三五	一五	二五	一五	二五	一〇	二五	四〇
一二五	二九	六七	四〇	六七	四〇	一〇〇	四〇	二五
二五〇	六四	一四二	八八	一四二	八八	二〇六	八八	五六

固定資産減價償却歩合表

種類	構造	年堪數久	償却是認歩合	
			原價を基礎とする場合	未償却殘高を基礎とする場合
事務所住宅用建物	煉瓦造、石造、鐵骨煉瓦又は石造鐵筋混凝土造、鐵骨鐵筋混凝土造、木骨煉瓦又ハ石造、木骨鐵鋼混凝土造	一〇〇年	一分厘	二分厘
			二〇	四五
工場、倉庫用建物	煉瓦造、石造、鐵骨煉瓦又は石造鐵筋混凝土造、鐵骨鐵筋混凝土造、土造、木骨煉瓦又ハ石造、木骨鐵鋼混凝土造	七〇	一五	三二
			二九	六四
附屬建物	木造	二五	四〇	八八
			五〇	一〇九
鐵筋混凝土造	鐵筋混凝土造	五〇	二〇	四五
			二〇	四五



- 一、營業收益税法第七條によるもの
- (一) 政府の發行する印紙切手類の賣捌
- (二) 度量衡の製作修覆又は販賣
- (三) 自己の採掘し又は採取したる鑛物の販賣
- (四) 新聞紙法による出版
- (五) 税法施行地外に於てなす營業
- (六) 漁業又は演劇興行
- 二、鑛業法第八十二條によるもの
- 鑛業權者の鑛業の純益
- 三、解釋によるもの

株式會社組織の取引所の營業純益

第五節 營業收益税を免除せらるゝもの

- 一、重要物産製造業の純益 勅令を以て指定する重要物産を製造する法人は開業の年及び其の翌年よ

り三箇年間に、營業收益税を免除せらるゝ事個人の場合と同じである。其の製造品目等は個人營業收益税の部二一頁参照の事 (税法第八條、同施行規則第十條)

- 二、製鐵業の純益 主務官廳の認可を受け一定の期間内に一定の設備を以て營む製鐵業者の純益には設備完成の年及び其の翌年より十五箇年間其の營業より生ずる純益には課税せられない、これは個人と同様である、詳しくは二三頁参照の事。尙ほ免税期間の十五箇年が昭和十年に満了するものに付ては昭和十一年まで延長せられた事は個人と同じである。製鐵事業を繼承した者は前事業者の有する殘存免税期間を繼承する事になる。免除申請は純益の申告と同時になさねばならぬ。

(製鐵業獎勵法第二條、同法附則第三項)

	年	月	日	所 在 地	
XX稅務署長殿					會社名 代表者 氏
					名印

備考 一、何々業兼營	業營稅免				至自 年 年 月 月 日 日 事業年度分第一種所得稅及營業收益稅免除申請	昭和 年 月 日 ××稅務署長殿	所在地	代會 表社 者名
	開業(又ハ能力增加) 年 月 日	所得金額及純益金額	根 據 法 令	營 業 種 目				
			○○製造業(又ハ製鐵業)					
			所得稅法第十九條 營業收益稅法第八條(又ハ製鐵業獎勵法)					
			圓(別紙計算書ノ通り)					

製鐵業(重要物產製造業)所得及純益免稅申請

一、事業 年度 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日

一、工場所在地 縣 郡 町 番地

一、製造品ノ種類

一、開業年月日 昭和 年 月 日

一、兼營事業名

一、免稅所得及純益金額(別紙計算書ノ通)

右所得稅法第十九條及營業收益稅法第八條(製鐵業獎勵法第二條)ニ依リ所得稅並ニ營業收益稅ヲ免除相成度收支計算書相添ヘ此段申請候也

- 一、添付書類
  - 事業報告書 何々
  - 區分計算書
- 一、何々
- 一、何々

三、外國船舶の純益 日本に住所を有せざる外國人又は外國法人が我が國に於て其の所有する船舶より生ずる純益ある時、其の船籍國に於て我が國の船舶業者に對しても相互的に同様の免稅をたす時、其の純益に課稅しない事になつて居る。(大正十三年七月法律第六號外國船舶ノ所得稅及營業收益

稅免除ニ關スル件)

右の相互主義により我國に於て免稅を行つて居る國々は左の通りである。

(昭和四年九月廿一日大藏省令第十七號、六年七月第二十五號追加)

- (イ) 亞米利加合衆國(「アラスカ」布哇「ヴァージニアアイランド」を含む) (第一條)

(ロ) 丁扶國(「フェロー」群島「グリーンランド」を含む) (同)

(ハ) グレートブリテン及北部アイルランド聯合王國 (第二條)

(ニ) カナダ (第三條)

右何れも昭和三年五月十二日以後の純益に對し免稅されて居る。

(ホ) 佛蘭西國 (第四條)

右は昭和四年一月一日以後の純益に對し免稅されて居る。

四、貯蓄銀行 貯蓄銀行に對しては、特に其の納むべき營業收益稅額の二分の一を免除する事になつて居る。錢位未滿は切捨て計算する。

〔參照〕貯蓄銀行法第二十二條 貯蓄銀行業ヲ營ム者ニハ其ノ納付スヘキ營業收益稅額ノ二分ノ一ヲ免除ス

### 第六節 非課稅純益區分方法

法人の營業收益稅を課すべき營業純益は各事業年度の總益金より總損金を控除した金額である事は既に説明したが、若し課稅營業の外に不課稅營業を爲す場合に、其の不課稅營業の純益を如何やうに

して總純益金額より控除計算すべきやといふ事に就ては、大體左記の方法に依つて區分出來やうと思ふ。

一、課税營業と不課税營業とを營む場合

- (1) 課税營業に屬する益金、損金と、不課税營業に屬する益金、損金とを明かに區分計算する。
- (2) 課税營業と不課税營業とに共通の益金、損金ある時は、各營業の收入金額、資産價額、專屬益金、專屬損金、收入を得るに直接要したる必要經費の割合其他適切と思はるゝ方法により區分計算する。

(3) 右(1)及(2)の如き計算法を以て不課税營業の益金、損金を控除して、課税純益を計算する。

二、課税營業と免税營業と不課税營業とを營む場合

- (1) 課税營業、免税營業及び不課税營業の各營業に屬する總益金、總損金を明かに區分計算する。
- (2) 課税營業と免税營業との總益金合計より總損金合計を控除する。
- (3) (2)の方法により算出したる純益より免税營業の純益を控除する。その控除したる殘額が即ち課税純益である。

### 第七節 純益より控除せざるもの

左に掲ぐる利子に對しては、所得税を課せない規定はあるが、營業收益税を課せずと云ふ規定がないから當然課税を受くべきものである、即ち純益計算上、純益中より控除しないものである。

(イ) 國債の利子

(ロ) 貯蓄債券の利子

(ハ) 復興貯蓄債券の利子

### 第八節 最低課税純益額

法人に對し賦課すべき營業收益税の課税標準たる純益の最低額は、何程であるかと云ふに、個人の場合は四百圓であつたが、法人の場合は一圓である、即ち一圓以上純益あれば課税せらるゝが、一圓以下の純益では課税せらるゝ事がないのである。

### 第九節 税率

法人の營業純益に對し賦課せらるべき營業收益税の税率は、純益額の如何を問はず一律に純益金額の百分の三・四である。(税法第十條)

【注意】—税率百分の三・四は昭和七年四月一日以後に終了する事業年度分より適用せらるゝので昭和七年三月三十一日以前に終了する事業年度分の法人の營業收益税率は百分の三・六である。(税法附則)

第十節 純益金額の申告

一、平常の場合 法人の平常の場合に於ける營業純益の申告は毎事業年度の決算確定の日より十四日以内とされて居る。(税法第十一條、同施行規則第十三條) その起算點は決算確定の日の翌日から計算して十四日以内であつて、最終の日が日曜祭日及び祝日等であつた場合には其の翌日まで有效である。而して郵便遞送日數は期間に算入されない。營業純益のない場合には申告せずとも宜ろしい、所得金額の申告には所得のない場合でも所定の計算書を添附し申告すべしといふ規定(所得税法第二十四條參照)があるに反し營業純益金額の申告には此れに類似の規定(營業收益税法第十條參照)がない。

尤も營業純益の申告は所得の申告書に附記して差支ないからでもある。(税法施行規則第十三條) 純益金額の申告に必要な書類は

(イ) 純益金額申告書

(ロ) 地租及資本利子税控除申請書(其の納付なき時及控除申請を望まぬ時は添附するに及ばず)

(ハ) 課税純益計算書

(ニ) 非課税純益計算書(非課税純益ある場合)

二、合併の場合 被合併會社の合併の日迄の純益を合併の日より十四日以内(最終の日が日曜祭日祝日等の場合は其の翌日まで有效なる事郵便日數を計算しない事、等は(一)の場合に同じである)に申告する。書類は(一)の場合に同じである。(税法第十一條、同施行規則第十三條)

三、解散の場合 解散の日迄の純益を清算着手の日より二十日以内(其他凡て(一)の場合に同じ)に申告する。(同上)

〔備考〕—實際問題としては純益金額の申告は所得金額の申告と同時にに行はれるので、其の申告書も自から共通或は相關聯して居るものである。

第十一節 地租額の控除

法人が其の所有する土地に對し納付したる地租額は、其の申請に依つて、納むべき營業收益税額よ

り控除せらるゝ事になつてゐる。(税法第十條) 而して其の控除せらるゝ地租額は營業純益額計算上、損金中に計上しない事になつて居る。先づ地租の控除額は左記の四つの場合によつて金額が異なるのである。

(一) 營業用の土地に對し納付したる地租額は、納付したる地租の全額控除せられる。(税法施行規則第二條)

(二) 貸付けたる土地に對し納付したる地租額は、其の土地に付生じたる純益の總額に百分の三・四を乗じた金額を限度として控除せられる。(同上)

[備考] 税率百分の三・四は昭和七年四月一日以後に終了する事業年度分の法人の營業收益税より適用せられ、其の以前は百分の三・六の税率が適用される。(税法附則)

(三) 營業收益税法施行地の内外に營業場を有し、同税法施行地の土地に對し納付したる地租額は納付したる地租全額控除せられる。

(四) 課税營業と非課税營業とに共通して使用する土地に對し納付したる地租は、課税營業と非課税營業との各収入金額に按分して、控除すべき金額を定める。若しも収入金額によつて按分

左に簡単な例を擧げて見やう。  
一、土地の貸付のみを營業とする場合

する事が不適當である場合には、資産價額又は純益の割合其の他適當なる方法によつて計算する事が出来る。(税法施行規則第二條)

總益金	1,000圓
總損金	100圓
外に納付地租額(税法上損金に非ず)	(50圓)
純益金	900圓
税額(三・四%)	30圓60錢
控除すべき地租額	30圓60錢
實際納付すべき税額	0
二、土地貸付業と其他營業との純益ある場合	
土地よりの利益	其他營業の利益
合計	

總 益 金	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	二、〇〇〇圓
總 損 金	一〇〇圓	二〇〇圓	三〇〇圓
外に納付地租	(五〇圓)	—	(五〇圓)
純 益 金	九〇〇圓	八〇〇圓	一、七〇〇圓
税 額(三・四%)	三〇圓六〇錢	二七圓二〇錢	五七圓八〇錢
控除すべき地租	三〇圓六〇錢	—	三〇圓六〇錢
實際納付すべき税額	〇	二七圓二〇錢	二七圓二〇錢

第十二節 資本利子税の控除

法人が公債、社債、産業債券及び銀行預金の利子並に貸付信託の利益を受取る際、天引き課税せられたる資本利子税は、其の申請に依つて營業收益税納付の際に控除せられる、而して此の納付したる資本利子税は純益計算上、損金中に計上してならぬ事になつて居る。(税法第十條)

其の納付したる資本利子税は常に其の全額控除せらるゝかと云ふに右に掲げた利子の中、或者は常に全額控除せられ、或る者は場合により其の一部控除せらるゝといふ事になつてゐる。左に詳しく説

明しやう。

- (1) 銀行預金の利子(當座預金の利子には普通の場合資本利子税を課せられない)
- (2) 貸付信託の利益

右の利子及び利益に對し納付したる資本利子税は、常に其の全額控除せられる

- (3) 公債(國債を含む)の利子
- (4) 社債の利子
- (5) 産業債券の利子

右の公債、社債等の利子に對し納付したる資本利子税は、其の全額控除せらるゝ場合と一部控除せらるゝ場合とがある。

(イ) 全額控除せらるゝ場合 公債、社債等を其の利拂期を通じて所有して居つて利子受取の際、納付した資本利子税は、常にその全額控除せられる。

(ロ) 一部控除せらるゝ場合 公債、社債等をその利拂期中途に於て取得し、利拂期に至つて利子受取の際納付したる資本利子税は、其の全額控除せられずに、受取るべき利子額を公債社

債の所有期間と所有せざる期間とに按分し、其の所有したる期間の利子に對する資本利子税額だけ控除せられる、つまり公債社債を所有しない期間の利子に對する資本利子税は控除せられないのである。(税法施行規則第三條)

参考のため例を擧げて説明しやう

(例)某電力株式会社々債の利子に對し左記の通り資本利子税を支拂ひたりとせば、營業收益税より控除せらるべき控除申請額は何程となるべきか

社債額面	十萬圓
利率	年六分
利拂期	五月・十一月の各一日
受取りたる利子額(十一月一日渡)	三千圓
納付したる資本利子税	六十圓
社債取得月日	七月十三日

計算法は次の通りである。

同社債利子1期間の日數	自5/1至10/31=184日
同 所有期間の日數	自7/14至11/1=111日 (所有したる日の翌日より利拂當日迄の日數を計算する)

$$60 \times \frac{111}{184} = 36.19 \quad \text{所有期間の利子額に對する資本利子税}$$

$$60 - 36.19 = 23.81 \quad \text{所有せざる期間の利子額に對する資本利子税}$$

即ち納付したる資本利子税は六十圓にして、内控除せらるゝ金額は三十六圓十九錢である。

貸付信託の利益に對する資本利子税控除方法

公債、社債等の利子より、其の利子に對する資本利子税を控除する方法は、極めて簡單である。

即ち受取るべき利子額に二%を乗じたる金額が控除せらるべき資本利子税である。然るに貸付信託の利子に對する資本利子税の控除方法は右の場合と稍其の趣を異にしてゐるのである。今左に例を以て示せば、

茲に貸付信託の利子として受取るべき金額千圓、受託者が信託財産の運用中に資本利子税として支拂ひたる金額十圓ありとせば、其の利益に對する資本利子税は千圓に對して二%にあらずして、受託



者が運用中既に支拂ひたる税額十圓を加へたる千十圓に對して二%である。然らばその千十圓の課税標準額に對する資本利子税は二十圓二十錢となる、然し受託者が既に資本利子税として十圓支拂ひあるを以て二十圓二十錢より十圓を控除した残額十圓二十錢を以て納付すべき資本利子税とするのである。

第十三節 控除の申請

一、地租の控除 營業用土地に對し、或は貸付けたる土地に對し納付したる地租額は、營業收益税額より控除せらるゝ規定になつて居るが其の控除を受けんとせば先づ申請せねばならぬ。

(イ) 申請期限 毎事業年度の決算確定の日より、或は合併の日より、十四日以内に、若くは清算着手の日より二十日以内に營業純益金額の申告と同時に、稅務署へ申請せねばならぬ。(註)申請期間の計算方に就ては純益金額申告の項九八頁參照の事。(稅法施行規則第四條)

(ロ) 添附書類 控除申請書に添附すべき書類としては、土地の地目別に賃貸價格、納付税額、控除税額に關する明細書等である。

(稅法施行規則第四條)

二、資本利子税の控除 毎事業年度中に於て公債、社債、産業債券、銀行預金の各利子及び貸付信託の利益に對し納付したる資本利子税は、地租と同様に、申請の上營業收益税より控除せらるゝ事になつて居る。

(イ) 申請期限は 地租の場合に同じである。

(ロ) 添附書類は 資本利子税控除申請額明細書、公債、社債又は産業債券に對する税額計算内譯である。(稅法施行規則第四條)

第十四節 免稅の申請

一、重要物産製造業 重要物産製造業を營む法人の純益に對しては、開業の年及其の翌年より三年間(營業繼承者は前法人の殘存免稅期間を繼承する)免稅せらるゝが免稅を受くるには稅務署へ申請せねばならぬ。他の營業を兼營する場合には、重要物産製造業純益と他の純益との區分計算書を提出せねばならぬ。而して其の申請は純益金額申告と同時にである。

(稅法施行規則第十二條)

右及申請候也

營業收益税	第一種所得税	第二種所得税	控除申請税額	摘要
	地租	資本利子税		
			五〇三〇	此ノ明細別記ノ通
			一、二四〇五六	同上

第二種所得税額及地租並資本利子税額控除申請書

右及申告候也

營業純益	所得	丙 清算所得
		一八五、〇〇〇圓
一、決算確定(又ハ殘餘財産確定) 二、昭和 年 月 日 三、添附書類 四、所得及純益計算内譯書 (附純損益金ノ處分) 各參通 一、貸借對照表 二、損益計算書 三、財産目録 四、損益金説明書		

二、製鐵業 製鐵業を営む法人には設備完成の年及其の翌年より十五年間其の純益に課税せられぬ事は、既に九一頁で述べた處であるが、其の免税を受くるには、重要物産製造業の場合と同じく稅務署へ申請をなさねばならぬのである。申請は純益金額の申告と同時にである。若し他の營業を兼ねて居る場合には、製鐵業純益と他の純益との區分内譯書を添附せねばならぬ。

(製鐵業獎勵法施行令第四條)

第一種所得金額及營業純益金額中告書

第一種	至昭和 年 月 日	事業年度分第一種所得金額及營業純益金額申告書
	區分	所得金額又ハ純益金額
甲 普通所得		一、決算確定(又ハ殘餘財産確定)
乙 超過所得		二、昭和 年 月 日
摘要		
一、添附書類 二、所得及純益計算内譯書		

債產 券業	社 債	地方 債	國 債	種 類	第一種所得稅		營業收益稅	
					當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額
	二三、一六一		二七、六三二圓五〇	當期中現實ニ收入 シタル利子又ハ利 益額(税金ヲ控除 セザルモノ)	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額
	五六			得稅總額	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額
	一、二七四三			得稅總額	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額
	九〇九三七			得稅總額	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額
...	四六三〇三		五五一圓五二五五圓五二	得稅總額	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額
...	三六三八一			得稅總額	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額	當期中納付シ 同ノ内元本 ノ期間ニ相 等ナル額
				備考	此ノ内譯 別記ノ通			

第二種所得稅及地租並資本利子稅控除申請額明細書

合計	稅申控 額請除	
	地 租	資 本 利 子 稅
課稅總純益	一八五、〇〇〇	一、二四〇
合計	一八五、〇〇〇	一、二四〇

昭和 年 月 日	
稅務署長殿	在所
名人法	區市郡 村町 番地
其者代 印及表	番號 電話
	本申告ニ關 シキ應答ス ハ係員名又ハ

課稅純益計算書

差 引 課 稅 額	(控 除)非 課 稅 純 益	摘 要		備 考
		純 益	金 額	
一八三、七一〇	六、二四〇	一八九、九五〇圓	各項共圓位未滿切捨	

計	地租	貸付信託ノ利益	銀行預金	
			一五、〇九三	四七
			七五四六五	七五四六五
			一、九三〇八	一、六六四〇三
			一、三六三	一、三六三
			一、二四〇	一、二四〇
			五〇三〇	五〇三〇
			三〇一八一	三〇一八一
			三〇一八一	三〇一八一
			此ノ内譯別	記ノ通

公債社債又ハ産業債券ニ對スル税額計算内譯

区分種類	現實ニ收入シタル利息ノ控除セザルモノ)	算期間	元本ノ取得年月日	利子計算期間	第二種 所得税		資本利子税	
					納付シタル額	控除セザル額	納付シタル額	控除セザル額
電力會社債	九三七五〇	自四月一日一八	七月四日	八九日	四六三	一二二五	一八六	九〇三
製紙會社債	一八七五〇	自五月一日一八	同	一三〇日	九三	六〇六	三三三	二四〇
計	三三、一三〇	同	同	同	一、二五七	九〇九三七	四六三〇三	三六三八二

区分	土地ノ所在地	地目	納期	賃貸價格	納付シタル地租額	同上ノ内控除額	備考
							一、純益金額ニ
							地ノ右純益金額ニ

備考—區分中「右以外ノモノ」は一々銘柄を記入するに及ばず單に公債社債等に區別し其の合計額を記入せば可なり。

地租額ノ計算内譯

計	右以		地ル土
	外ノ	地	
			百分ノ三・四ヲ 乗シタル金額 錢

第十五節 税額計算法

- 端、數、金、額、取、扱、法、 法人の營業純益に對する營業收益税額を計算するに先立つて先づ課税基本金額並に控除金額等の端數金額を如何に取扱ふかに就て、左に列記して見やう。
- 一、營業收益税計算の基本たる純益に就ては………圓位未滿切捨
  - 二、純益計算上加算する地租、資本利子税額に就ては………同 右
  - 三、營業收益税より貸付土地に付納付したる地租

額控除の場合、土地の純益に乗じた百分の三・四の

金額に就ては………錢位未滿切捨

- 四、貯蓄銀行に營業收益税の半額免除の場合………同右
- 五、算出したる營業收益税………同右

六、營業收益税より地租、資本利子税控除の場合………納付したる税額其儘錢位まで控除す

税額計算法 營業收益税を計算するには、總益金より總損金を控除したる總純益へ既に納付したる地租、資本利子税を加算し（若しあらば）其の額より非課税純益を控除して、其の殘額即ち課税純益に税率を乗すれば納付すべき營業收益税額が出る。然しこうして算出した税額が、直に納付すべき税額にあらずして、其の金額より先きに總純益へ加算したる地租額及び資本利子税額を差引きたるものが、現實に納付すべき金額となるのである。

注意 右の場合に總純益金額へ加算し、後に税額より控除する地租及び資本利子税額は純益金額申告の際に税額より控除されたき旨の申請書を提出すべき事を忘れてはならぬ。（控除の申請の項一〇二頁参照の事）

尙ほ右地租、資本利子税の控除申請をなしたる場合と申請を爲さざりし場合との税額には可なり著しい差の生ずべき事も亦忘れてはならぬ。今左に此等の計算例を表示しやう。

一、地租、資本利子税の控除申請をなしたる場合

區分	金額	税率	税金額
總純益	一三五、六〇〇圓		
地租控除申請額 (イ)	六〇〇		
資本利子税控除申請額 (ロ)	一、三〇〇		
合計	一三七、五〇〇		
非課税純益	一〇、〇〇〇		
課税純益	一二七、五〇〇	百分の三・四	四、三三五圓 (ハ)
實際納付税金額			二、四三五圓 (ハ)より(イ)(ロ)合計額控除

二、地租、資本利子税の控除申請をなさざる場合

區分	金額	税率	税金額
總純益	一三五、六〇〇圓		
非課税純益	一〇、〇〇〇		
課税純益	一二五、六〇〇	百分の三・四	四、二七〇圓四〇
實際納付税金額			四、二七〇圓四〇

第十六節 營業收益税計算例題

(問) (一)甲株式會社の昭和六年度の損益計算書が左記の如くとして其の負擔すべき營業收益税は何程となるべきや。

甲株式會社 自昭和六年一月三十一日損益計算書  
至昭和六年十二月三十一日

損 失 利 益

營業費	一二四、七〇九・三〇
地租	一〇六・八〇
資本利子税	八一九・六〇
減價償却費	二一、五〇五・六五
小計	一四七、一三九・三五
差引純利益金	一四七、五九五・八六
合計	二九四、七三五・二一

(答) 營業收益税 四、一二三圓二八錢

計算法

純利益.....	147,595
地租	106
資本利子税	819
	+) 925
課税標準.....	148,520
	148,520 × 3.4% =
	5,049.68
地租	106.80
資本利子税	819.60
	-) 926.40
實際納付税額	4,123.28

合計

二九四、七三五・二一

營業收入	二一九、一八一・〇九
銀行預金利子	三〇、八一五・六〇
公債社債利子	四〇、九八〇・〇〇
雑收入	三、七五八・五二

(問) (二)乙株式会社の昭和六年七月一日より同年十二月三十一日に至る事業年度の損益計算書次の如くとして營業收益税を算定せよ。但し資本利子税中には、左記の如き利子計算期間の中途に於て取得したる社債の利子に對する税額を含み尙ほ資本利子税の控除を申請したるものとす。

銘柄	額面	利率	收入利子	利拂期	元本取得月日
某電燈會社々債	五萬圓	年七分	千七百五十圓	四月十月各十五日	七月一日
某製糖會社々債	十萬圓	同	三千五百圓	五月十一月各一日	九月八日
損失					
諸支出	一八〇、六三七・八〇		諸收入	二二〇、五五四・一四	
第二種所得税	八九一・四二二		銀行預金利子	一五、六〇八・三五	
資本利子税	五五六・六八		公債社債利子	一七、八三七・五六	
小計	一八二、〇八五・九〇		合計	二五四、〇〇〇・〇五	
差引純利益	七一、九一四・一		合計	二五四、〇〇〇・〇五	

營業收益税計算法	
營業純益……	71,914
資本利子税控除申請額	492
課税標準……	<u>72,406</u>
	$72,406 \times 3.4\% = 2,461.80$
資本利子税控除申請額	<u>492.49</u>
實際納付税額……	<u>1,969.31</u>

即ち納付したる資本利子税五五六圓六八錢中、控除を受けられざる金額は、電燈會社々債の利子に對する資本利子税三五圓中一四圓七三錢と、製糖會社々債の利子に對する資本利子税七〇圓中四九圓四六錢との合計五四圓一九錢である。

依て納付したる資本利子税五五六圓六八錢中控除申請をなし得べき金額は右の差引金額四九二圓四九錢なる事を知るのである。

以上資本利子税の按分が終れば、營業收益税の計算は簡單である。

(1) 電燈社債利子に對する資本利子税

$$1,750 \text{圓} \times 2\% = 35 \text{圓}$$

同社債利子1期間の日數 自4/15至10/14 = 183日  
 同 所有期間の日數 自7/2至10/15 = 106日

$$35 \times \frac{106}{183} = 20.27 \dots \text{所有期間の利子額に對する資本利子税}$$

$$35 - 20.27 = 14.73 \dots \text{同上所有せざる期間の利子額に對する資本利子税}$$

(2) 製糖社債利子に對する資本利子税

$$3,500 \times 2\% = 70 \text{圓}$$

同社債利子1期間の日數 自5/1至10/31 = 184日  
 同 所有期間の日數 自9/9至11/1 = 54日

$$70 \times \frac{54}{184} = 20.54 \dots \text{所有期間の利子額に對する資本利子税}$$

$$70 - 20.54 = 49.46 \dots \text{所有せざる期間の利子額に對する資本利子税}$$

(3) 資本利子税中控除を受くべき税額

$$556.68 - (14.73 + 49.46) = 492.49$$

(答)營業收益税 一、九六九圓三一錢

先づ第一に支拂ひたる資本利子税五五六圓六八錢の内利子支拂期間の中途に於て取得したる社債の利子總額を元本所有期間と所有せざる期間の利子額とに按分計算して、元本を所有せざりし期間の利子に對する資本利子税額を控除せねばならぬ。

(備考) 公債、社債の所有期間日數を計算するには取得日の翌日より利拂當日までの日數を計上するのである。



第十七節 納稅義務の繼承

甲會社が乙會社を合併した場合、或は甲會社と乙會社とが合併して新規に丙なる會社を設立した場合に、合併の結果消滅した會社の營業純益に對する營業收益税を納付する會社は何れかといふ疑問が起きるかも知れない。此の場合消滅して無くなつた會社の營業收益税は、合併後存続して居る會社、即ち右の場合に於ては甲會社及び丙會社が、納稅義務を繼承して乙會社の税金を支拂はねばならぬのである。(營業收益税法第五條)

第十八節 法人營業純益の調査と決定方法

法人の營業純益金額に就て、稅務署は如何にして之れを調査し、また之れを決定するかといふに、個人の場合ならば所得税法の所得調査委員會なる者があつて、大體この機關によつて調査決定せらるゝのであるが、法人の場合は右委員會の調査によらずして稅務署が直接決定して了ふのである。以下少しく税法に規定せられて居る點を列擧して見やう。

(一)先づ第一に納稅義務ある法人は毎事業年度決算確定の日または合併の日より何れも十四日以内或は清算着手の日より二十日以内に所轄稅務署へ申告する。

(二)右の申告があれば稅務署は所轄内にある同業組合其他の團體に對し、各營業者の純益金額の見込額其他を諮問する。

(三)收稅官吏が營業に關する帳簿物件を檢查し、又質問をする。

(四)申告のない場合、或は申告を不相當と認める時は、稅務署が調査の上適宜に決定する。

(五)純益金額を決定すれば、稅務署は納稅義務者に通知書を發送する。

第一種所得金額及營業純益金額決定通知書

自昭和 年 月 日 事業年度分  
至昭和 年 月 日



(二) 訴願 (一)の再審査請求をなして、尙ほ其の決定に不服なる場合

(三) 行政訴訟 は再審査の決定通知を受けた日より六十日以内に、不服の要點理由其他を記載したる訴願書を、税務監督局長を経由して大藏大臣に提出するか、或は右と同じく決定通知を受けた日より六十日以内に要求の事件及其理由等一定條件を認めたる訴狀に證據書類を添附し行政裁判所に提出するか、其の二つの中何れか一方の手續を執らねばならぬのである。再審査の決定通知を受けた日より六十日以内と云ふは、通知を受けたる日の翌日より起算して六十日であつて最終の日が日曜祭日或は祝日である場合には其の翌日まで有效である。この場合も郵便遞送日數は期間に算入されない。(訴願法第十條)

尙ほ茲に注意せねばならぬ事は訴願又は行政訴訟を爲すには、必ず税務監督局長の決裁を経て其の決定に不服なる時に限る事である。参考のため左に營業純益金額の決定と行政訴訟に關する判例を掲げて見やう。

(所得金額及び)營業純益金額の決定と行政訴訟

(所得金額及び)營業純益金額の決定に不服なる時は再審査の請求をなす事が出來、尙ほ其の審査決

定に不服なる時には更に訴願又は行政訴訟を提起する事が出來るが、再審査の請求をなさず、從て其の決定を受けずに訴願又は行政訴訟をなす事は出來ない旨既に述べた所であるが、これに關する一判決例を左に示す。

昭和六年第六十九號 六年六月三十日裁決

原告 神戸市 株式会社高尾鐵工所

右原告より大阪税務監督局長を被告として提起したる昭和六年第六十九號所得金額及營業純益金額訂正並不當裁決取消請求之訴狀に就き審査し裁決すること左の如し

〔主文〕 本訴は之を却下す

〔判決理由〕 所得税法六十條及營業收益税法第十八條には法人に對する所得金額の決定及營業純益金額の決定に付異議ある時は審査の請求を爲して其の決定を受くることを得る旨の規定あり又所得税法第六十六條及營業收益税法第二十一條には審査決定に不服ある時は訴願又は行政訴訟を提起することを得る旨の規定あるに依り所得金額の決定及營業純益金額の決定に對する行政訴訟を提起するには審査の請求を爲して其の決定を受けたることを要するものとす然れば審査の請求を爲さず從て其の決定を受けざるに拘らず行政訴訟を提起したるこ

と訴狀自體に於て明瞭なる本件所得金額並營業純益金額の更正を求むる訴は適法の手續に違背するものにして  
行政裁判法第二十七條第一項後段に依り却下すべきものとす。

營業純益金額審査請求書

東京市麻布區

番地

年 月 日

××株式會社 代表者 氏

名印

××稅務監督局長殿

自昭和 年 月 日

至昭和 年 月 日 事業年度營業純益金額審査請求書

一、決定純益金額

圓

一、決定通知書受領年月日

年 月 日

右ノ通××稅務署長ヨリ決定通知相受候處左ノ事由ニ依リ異議有之候ニ付審査ノ上……圓ト更正  
相成度證憑書類相添へ此段請求候也

一、不服ノ事由

一、××稅務署長ハ當會社ノ決算……ヲ否認シ利益……圓ト認定決定セラレタルモ右ハ別紙決算  
報告書ノ通り利益……圓ニ付更正相成度

一、……

一、添附書類

一、決算報告書

一、……計算書 以上

第二十節 所得稅と營業收益稅との異議申立

所得の計算と純益の計算とは、或る一部分を除いては殆んど同一の方法を以て行はれるものであつ  
て、從て所得計算に異議ある場合には自然また營業純益にも異議の生ずるものである。此の場合所得  
に就てのみ異議申立をなして營業純益について其の申立をなさぬ時は、所得に就てのみ審議決定せら

れて、營業純益に就ては何等審議せらるゝ事のないものである事を忘れてはならぬ。蓋し兩税は全く別個の獨立税として存在するものであるからである。

第二十一節 帳簿物件の検査

收税官吏は營業に關する帳簿物件を検査したり、又は營業者に質問したりする事が出来る。尤も收税官吏が帳簿物件などを検査する時は、検査章なるものを提示しなければならぬ事になつて居る。(所得税の事に就ては此の検査及び検査章の規定がない)

検査章の様式は個人の部四八頁「帳簿物件の検査」の項参照の事

第二十二節 同業組合に對する諮問

税務署長は所轄内に事務所を有する同業組合其他の營業者の團體に對して其團體に屬する各營業者の純益金額の見込額又は營業者の順位を質問する事が出来る。而してその質問を受けた團體は諮問事項に對する調書を作成して、税務署長の指定する期限迄に、所轄税務署に提出せねばならぬのである

第二十三節 同族會社の行爲又は計算の否認

同族會社の行爲又は計算にして其の所得、又は株主社員若くは之と親族、使用人等特殊の關係ある

者の所得に付き所得税遁脱の目的ありと認めらるゝ場合には、その同族會社の行爲又は計算に拘はらず、税務署が、認めて適當と思ふ所得金額を計算する事が出来る、と云ふ規定は(所得税法第七十三條ノ二參照)營業純益金額の計算に準用される事になつて居る。

〔備考〕 同族會社と云ふのは、株主又は社員の一人及び之と親族、使用人等特殊の關係ある者の株式金額又は出資金額の合計が、其の法人の株式金額又は出資金額の二分の一以上に相當して居る法人(會社)を謂ふのである。

第二十四節 罰 則

營業收益税法に規定せられて居る罰則の規定は、既に個人の部に於て説明した通りであるから、詳細の説明は略して只單に罰の種類のみを掲ぐる事とする(六六頁、罰則の項參照)

- (一) 詐偽、其他不正の行爲による税金遁脱の罪……遁脱税金の三倍の罰金又は科料に處せらる但し自首したる者又は税務署長に申出でたる者は罪を問はれない。
- (二) 帳簿物件の検査妨害の罪……百圓以下の罰金に處せらる。
- (三) 虚偽の記載をなしたる帳簿を提示したる罪……百圓以下の罰金に處せらる。

(四)營業收益税の調査又は審査に従事したる者が正當の事由なく其の知り得たる秘密を漏洩した罪  
 —五百圓以下の罰金に處せらる。

第二十五節 營業收益税法違反者と刑法の適用

營業收益税法を犯した者には、前節罰則の部に掲げたる(四)秘密漏洩の罪を除いては、何れも一般刑法に定められてゐる犯罪の不成立、刑の減免、併合、共犯、酌量、輕減に關する規定を適用されない事になつてゐる、詳細は六七頁参照の事。

第五章 營業 税

茲に營業税といふのは一定の營業に對し府縣が賦課する税金である。

第一節 納税義務者

さて、この營業税を賦課せらるゝ者は何人かと云ふに

(一)營業收益税の賦課を受けない左記營業者である。(大正十五年三月二十七日法律第二十四號地方税ニ

關スル件第十四條、第十五條、營業收益税法第二條)

(1)物品販賣業(動植物其他普通ニ物品ト稱セサルモノノ販賣ヲ含ム)

(2)銀行業

(3)無盡業

(4)金錢貸付業

(5)物品貸付業(動植物其ノ他普通ニ物品ト稱セサルモノノ貸付ヲ含ム)

(6)製造業(瓦斯電氣ノ供給、物品ノ加工修理ヲ含ム)

營 業 稅

- (7) 運送業
- (8) 倉庫業
- (9) 請負業
- (10) 印刷業
- (11) 出版業
- (12) 寫真業
- (13) 席貸業
- (14) 旅人宿業
- (15) 料理店業
- (16) 周旋業
- (17) 代理業
- (18) 仲立業
- (19) 問屋業

營 業 稅

- (一) 營業收益稅を賦課せざる左記營業者である。(前掲地方稅ニ關スル件第十四條、第十五條、大正十五年十一月十七日勅令第三百三十九號地方稅ニ關スル法律施行ニ關スル件第十二條)
- (1) 運河業
  - (2) 棧橋業
  - (3) 船舶碇繋場業
  - (4) 貨物陸揚場業
  - (5) 兩替業
  - (6) 湯屋業
  - (7) 理髮業
  - (8) 寄席業
  - (9) 遊技場業
  - (10) 遊覽所業
  - (11) 藝妓置屋業

第二節 課税せられざる者

營業稅を課せずと明かに法文に規定せられて居るのは、  
専ら行商又は露店營業をなす者に對してである。(大正十五年十一月二十七日大藏内務省令地方稅ニ  
關スル法律施行規則第三條第三項)

第三節 課税せられざる營業純益

左記の營業の純益には營業稅を課せられない。(同施行規則第三條第一項)

- 1、政府の發行する印紙切手類の賣捌
- 2、度量衡の製作、修覆又は販賣
- 3、自己の採掘し又は採取したる礦物の販賣
- 4、新聞紙法に依る出版
- 5、營業收益稅法施行地外にある營業場に於て爲す營業
- 6、個人の自己の收穫したる農産物、林産物、畜産物若は水産物の販賣又は之を原料とする製造  
但し特に營業場を設けて爲す販賣又は製造を除く

營業收益稅を免除する重要物産即ち金、銀、鉛、亞鉛、鐵又はアルミニウムの地金等(營業收益稅法施行規則第十條參照)の製造業を營む者に對しては、府縣稅たる營業稅も亦免除せらるゝ取扱ひになつて居る。

公益上其の他の事由に因り課稅を不適當とする營業には營業稅を課せざる事になつて居るが、其の範圍は各府縣に於て定めるのである。(地方稅ニ關スル件第十七條・地方稅ニ關スル法律施行規則第三條第三項)(府縣制第一百十條第二項)

第四節 課稅標準

營業稅の課稅標準は勅令の定むる所であつて、内務大臣及び大藏大臣が之れを定むる事になつて居る。(地方稅ニ關スル件第十八條・地方稅ニ關スル法律施行ニ關スル件第十四條)

次に其の課稅標準はといふに、次の六通りである。(地方稅ニ關スル法律施行規則第二條)即ち、

- 營業稅
- (一)營業の純益
  - (二)營業の收入金額(賣上金額、請負金額、報償金額の類を含む)
  - (三)資本金額



(四)營業用建物の賃貸價格

(五)従業者數

を標準として賦課される、然しながら

(六)定額

を以て賦課される事もある。以上の課税標準及び其の賦課方法の決定は、各府縣の任意であるが、當分の間内務大臣及大藏大臣の許可を受けねばならぬ事になつて居る。

第五節 賦課額

一三三頁「納稅義務者」の項に掲げた物品販賣業以下十九種の營業に對する賦課額は、營業收益稅法に依る個人の營業收益稅額の最低額未滿と規定せられて居る。(地方稅ニ關スル件第十八條・地方稅ニ關スル法律施行ニ關スル件第十三條)

第六節 市が營業稅を賦課する場合

營業稅は原則として府縣が之れを賦課するものであるが、或る特別の場合に限り市が營業稅を課する事が出来るのである。即ち如何なる場合かと云ふに、市町村の住民に府縣稅を賦課する代りに、一

定金額を市町村財政より支出し、各住民に對して市町村にて之が相當額を賦課する場合である。即ち右の場合には市が、一三三頁に掲げた「納稅義務者」の項の(一)及(二)の營業者に營業稅を賦課する事が出来るのである。(地方稅ニ關スル件第十六條)

第七節 營業稅の賦課方法

新に開業したり、或は廢業したりしたる場合の營業稅賦課方法に付いて少しく述べて見やう (大正十五年十一月十七日勅令第三三九號地方稅ニ關スル法律施行ニ關スル件第十五條)

一、年稅又は期稅たる營業稅の賦課期日後に、納稅義務の發生したる者に對しては其の發生の翌月より月割を以て賦課せられる。

二、年稅又は期稅たる營業稅の賦課期日後に、納稅義務の消滅したる者に對しては其の消滅した月迄、月割を以て賦課せられる。

三、年稅又は期稅たる營業稅に付て、其の賦課後營業の承繼ありたる場合には前營業者の納稅を以て後の營業者の納稅と看做さる、従つて前記(一)及(二)の規定は適用されないのである。

四、月稅たる營業稅の賦課期日後、其の月十五日迄に納稅義務發生したる時は其の營業稅の全額

を賦課せられる。

五、月税たる營業稅の賦課期日後、十六日以後納稅義務發生したる時、又は十五日迄に納稅義務消滅した時は、何れも其の半額を賦課せられる。

六、一の府縣に於て納稅義務が消滅し他の府縣に於て納稅義務が發生した時は、納稅義務の發生したる府縣は、納稅義務の消滅したる府縣に於て賦課した部分に付ては營業稅を賦課する事が出來ないのである。

開業届其他書式

新規に開業したり、或は廢業したり又は營業を他人に讓渡したりしたる時は夫々届書を關係市區町村長に提出せねばならぬ。

様式は大體左記に準據して差出せば宜しい。

開業届

一、營業名 物品販賣業 (絲綿類販賣)

……市區町村長

殿

一、課稅標準額 賣上年千圓 從業者二人

一、開業年月日 昭和六年十一月八日

一、營業場 ……縣(府)……郡……町(村)……番地  
……市……(區)……町

右開業ニ付此段御届候也

昭和六年十一月八日

縣(府)  
市(區)

郡

町(村)

番地

營業者 船木次郎印

廢業届

一、營業名 印刷業

一、廢業年月日 昭和六年十二月十五日

一、營業場 ……縣(府) ……郡 ……町(村) ……番地  
……市(區) ……町

右廢業ニ付此段及御届候也  
昭和六年十二月十五日

……市區町村長

殿

市縣(府) 區 郡 町(村) 番地

營業者 太田 善吉印

營業場移轉届

一、營業名 物品販賣業

一、移轉年月日 昭和七年二月五日

一、舊營業場 市縣(府) 區 郡 町(村) 番地  
市(區) 郡 町(村)

一、新營業場 市區(府) 郡 町(村) 番地  
市(區) 郡 町(村)

右營業場移轉ニ付此段及御届候也

昭和七年二月五日

市縣(府) 區 郡 町(村) 番地

營業者 船木 次郎印

……市區町村長

殿

營業讓渡届

一、營業名 周旋業

一、讓渡年月日 昭和七年一月二十日

一、營業場 ……縣(府) ……郡 ……町(村) ……番地  
……市(區) ……町

右營業讓渡ニ付此段及御届候也

昭和七年一月二十日

……市區町村長

殿

縣(府) 郡 町(村) 番地

讓渡人 佐々木 虎藏印

縣(府) 郡 町(村) 番地

讓受人 村山 淺三郎印

第八節 税金の徴收

府縣稅の課稅標準の決定乃至賦課徴收に付ては府縣知事の管掌に屬する所であるが、其の實際の取扱は市町村に委任してあるのである、尤も東京、大阪、京都の如き勅令を以て指定せられたる大都市にありては其の區役所が、これが取扱ひをなすのである(市制第六條參照)。であるから、府縣制施行

令(大正十五年六月二十四日勅令第二百號・昭和四年六月第八十號改正)第三十一條に『市町村ハ其ノ市町村内ノ府縣稅ヲ徴收シ之ヲ府縣ニ納入スルノ義務ヲ負フ』と規定してあるのである。而して其の徴收方法としては、同じく第三十三條に『府縣稅ヲ徴收セントスルトキハ府縣知事又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員ハ市町村ニ對シ徴稅令書ヲ發シ、市町村長ハ徴稅令書ニ依リ徴稅傳令書ヲ調製シテ之ヲ納稅人ニ交付スヘシ、府縣知事又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員ハ直ニ納稅人ニ對シ徴稅令書ヲ發スルコトヲ得』と規定してある。

第九節 地方稅關係改正法令の施行に關する件依命通牒

地方稅關係法令が改正せられて夫々公布せられたるに依り、内務省は昭和六年四月七日『地第四十九號』を以て其取扱注意事項につき地方長官に通牒を發した、尙ほ地方長官よりは更に各市町村其他公共團體に同様の示達をなした。

營業稅ニ關スル事項

一、個人ニ對スル營業收益稅ノ稅率ハ昭和六年分ニ付テハ純益千圓以下ノ金額ニ對シ(純益總額千圓ヲ超ユル場合ニ於テモ其ノ千圓迄ノ金額)百分ノ二・八ヲ百分ノ二・五ニ又昭和七年分以降ニ付テハ純益千圓以下ノ金

額ニ對シ百分ノ二・二ニ、同千圓ヲ超ユル金額ニ對シ百分ノ二・八ヲ百分ノ二・六ニ輕減セラル、ヲ以テ營業稅ニ付テモ總テ右營業收益稅ノ輕減ニ倣ヒ之ト同一程度ノ負擔割合迄輕減ヲナスコト、此ノ場合ニ於テ營業純益ヲ標準トセザル營業稅ノ賦課率又ハ賦課定額ハ反證ナキ限り營業純益ニ對シ百分ノ二・八ノ割合ニ相當スル賦課率又ハ賦課定額ト看做シ之ガ輕減ヲ行フコト

二、大正十五年勅令第三百三十九號第十二條ニ掲グル營業ニ對スル營業稅ニシテ營業純益ヲ標準トセザルモノノ輕減ニ付テハ收入金額等ヲ標準トスル場合ニ在リテハ營業純益千圓ニ相當スベキ收入金額等ヲ求メテ其ノ限度ニ依リ賦課率ヲ區分シ又定額ヲ以テスル場合ニ在リテハ純益千圓以下ノ金額ニ對スル營業收益稅ノ稅率ニ依リ算出シタル金額ニ相當スル定額ヲ定メ若シ其ノ定額ニ依リ算出シタル稅ノ年額カ昭和六年度分ニ付テハ二十五圓、昭和七年度分以降ニ付テハ二十二圓ヲ超ユルトキハ其ノ稅額ニ超過額ノ二十五分ノ三又ハ二十二分ノ四ヲ加フルガ如キ方法ヲ採ルコトトシ以テ營業收益稅ノ輕減ト均衡ヲ得シムルコト

三、昭和六年勅令第四十九號附則第四項ノ規定ニ依ル營業稅ノ制限外課稅ハ營業稅輕減ノ爲道府縣ニ於テ一時ニ財源ヲ失フコトハ財政上困難ノ場合アルベキコトヲ慮リ特ニ三年度間ヲ限り認メラレタルモノニシテ又同第六項ノ規定ハ右ノ場合ニ於ケル負擔ノ均衡ヲ保タシムル必要上設ケラレタルモノナルヲ以テ制限外課稅ヲ爲ス場合ニ於テハ努メテ經費ノ整理節約ヲ圖リ制限外ノ課稅額ハ漸次遞減ノ方針ヲ採リ且國稅營業者ニ比シ

負擔ノ均衡ヲ失スルコトナキヲ期スルコト

四、營業稅ノ制限外賦課額ハ賦課率又ハ賦課定額ノ孰レヲ以テ定ムルモ差支ナキモ小營業者ニ對スル制限外課稅ノ割合が大ナルガ如キコトナキヲ期スルコト

五、昭和六年度乃至同八年度分營業稅ノ賦課率又ハ賦課定額ハ勿論制限外課稅賦課率又ハ賦課定額モ亦昭和六年度勅令第四十九號附則第八項ノ規定ニ依リ內務大臣ノ許可ヲ受クルコト

### 第十節 罰則

この罰則の規定は特に營業稅の場合にのみ適用せらるゝものではなく、府縣稅全體に對してのものである、故に營業稅にも適用せらるゝものである。

税金通脱の罪 詐偽其他不正の行爲に依り府縣稅を通脱した者に付ては府縣條例を以て通脱した金額の三倍に相當する金額（其の金額五圓未滿なる時は五圓）以下の過料を科せられる。

右の場合の外は府縣稅の賦課徴收に關して府縣知事が府縣條例を以て五圓以下の過料を課する規定を設くる事が出来る。（府縣制第百十四條）

### 第十一節 帳簿物件の検査

府縣稅の賦課に關して必要ある場合には、當該行政廳は日出より日没までの間に、其の營業時間内に營業所に臨檢し、帳簿物件を檢査する事が出来る。(府縣制第百十六條)

第十二節 賦課其他に對する異議申立

府縣稅に關する過料を科し而して之を徵收するのは府縣知事の掌る所であるが、若しもこの處分に不服ある場合には行政裁判所に出訴する事が出来る。(府縣制第百十四條)

府縣は勅令の定むる所によつて其の費用を市町村に分賦する事が出来るが、若し其の分賦に違法若は錯誤があると認められた時は、市町村は其の告知を受けたる時より三箇月以内に府縣知事に異議の申立を爲す事が出来る。右の異議申立を受けた府縣知事は七日以内に之を府縣參事會に附議して決定を求め、若しその決定に不服のある場合は行政裁判所に出訴する事が出来る。(府縣制第百十五條)

府縣稅を滯納した爲めに國稅滯納處分の例に依り處分を受けた者が、若し其の處分に不服ある場合には府縣參事會に訴願し其の裁決を求むる事が出来る、而して其の裁決に不服ある者は行政裁判所に出訴する事が出来る。又右府縣參事會の裁決に不服ある府縣知事(又は其の委任を受けたる官吏吏員)も訴訟を提起する事が出来る。(府縣制第百十六條)

府縣稅の賦課を受けたる者が其の賦課に付違法若は錯誤があると認められた時は徵稅令書又は徵稅傳令書を交付された後三箇月以内に府縣知事に異議の申立を爲す事が出来る。(府縣制第百十五條)

營業稅賦課ニ對スル異議申立

一、營業稅 七圓六十錢

一、徵稅令書(徵稅傳令書)受領 昭和六年十一月七日

右ノ通徵稅令書(徵稅傳令書)相受候處左ノ事由ニ依リ異議有之候ニ付再調ノ上(四圓ト更正)  
(取消)相成度此段異議申立候也

不服ノ事由

一、  
一、  
一、

營業場 縣(府) 郡 町(村) 番地  
住所 縣(府) 郡 町(村) 番地

昭和七年一月二十五日  
府縣知事

殿

異議申立人 鈴木 甚一印

訴願書

縣(府) 市 區 郡 町(村) 番地

戶主 請負業

訴願人 原山文吾

明治二十五年三月十六日生

一、裁決ヲ求ムル要旨

一、事實

右訴願要旨ノ通御裁決相成度此段訴願候也

昭和 年 月 日

府縣參事會 御中

右訴願人 原山文吾印

一、不服ノ事由

一、立證

一、添付書類

訴狀

縣(府) 郡 町(村) 番地

戶主 代理業

原告 大貫光一郎

(市區町村 番地)

(右訴訟代理人辯護士 伊東廉吉)

被告 府縣參事會

一定ノ申立

被告カ昭和 年 月 日附ヲ以テ決定ニ係ル原告ノ昭和六年分營業稅ヲ  
正ス訴訟費用ハ被告ノ負擔トストノ御判決相成度

圓ト更

事實

理由

立證

行政廳ヨリ處分書ノ交付ヲ受ケタル年月日  
昭和 年 月 日 府縣參事會ヨリ決定書受領

原告 大貫光一郎印

(右訴訟代理人 伊東廉吉印)

行政裁判所長官

殿

第十三節 滯納處分

納稅者が、府縣稅の滯納のために國稅滯納處分の例によつて、處分せられた時、若し不服ならば府縣參事會に訴願し、其の裁決に不服ならば行政訴訟も提起する事の出来る事は既に一四八頁「異議申



營業立」の所に於て述べた處であるが、滯納處分を受くる場合は如何なる場合かと云ふに、

- (一) 納税者が督促を受け其の指定期限迄に督促手数料、延滞金及税金を完納せざるとき
- (二) 府縣稅の滯納に因り滯納處分を受くる時、及び納税人が脱稅又は逋稅を謀るの所爲ありと認められ、未だ納期は到らざるも納稅義務の確定したる税金の納付告知を受けて之れを完納せざる時

である。(國稅徵收法第十條參照)

滯納處分は即ち財産の差押である。

第十四節 財産差押證票

收稅官吏が滯納處分のため納税者の財産を差押ふる場合には、其の命令を受けた官吏たるの左記證票を提示せねばならない事になつてゐる。(國稅徵收法第十一條・同施行細則第九條參照)

用紙厚紙 縦二寸五分 横一寸五分

表

第「何」號
國稅滯納者
財産差押
證票
稅務署印

裏

「何」稅務署
「官氏名」

第十五節 營業稅賦課率例

國稅ならば其の課稅標準、賦課率其他すべて全國同一であるが、府縣稅は課稅率、賦課率等すべて各府縣によつて異なつて居るため、今其の一々につき掲ぐるも益なき事であるから、單に二、三府縣の賦課率を掲げて如何様に定められてゐるかを知らんと欲する方々の參考に供さうと思ふ。

(一) 東京府(市部)(昭和六年度)

- 營業稅
- 第一類 物品販賣業(飲食店ヲ除ク) 銀行業 無盡業 金錢貸付業 物品貸付業 兩替業 運送業
  - 運河業 棧橋業 船舶碇繫場業 貨物陸上場業 倉庫業 請負業 旅人宿業(下宿ヲ含ミ木賃宿ヲ含マズ) 周旋業(人事周旋ヲ除ク) 代理業 仲立業 問屋業
  - 年稅 建物賃賃價格 千分ノ十六

營業稅

第二類 料理店業 飲食店業

年稅 建物賃賃價格 千分ノ二十五

第三類 席貸業(待合茶屋業遊船宿業芝居茶屋ヲ含ム)

年稅 建物賃賃價格 千分ノ二十五

第四類 製造業 印刷業 出版業 寫眞業

年稅 建物賃賃價格 千分ノ十六

第五類 湯屋業

年稅 建物賃賃價格 千分ノ二十三

第六類 理髮業

一等 料金一圓以上ノモノ

年稅金二十二圓

從業者(營業主徒弟及十七歲未滿ノ助手ヲ除ク以下同ジ)

二等 料金八十錢以上ノモノ

一人毎ニ金二圓六十錢ヲ加フ

同金十六圓

營業稅

第七類 藝妓置屋業

七等 料金二十錢以上ノモノ

從業者一人毎ニ金五十錢ヲ加フ

六等 料金三十錢以上ノモノ

從業者一人毎ニ金六十錢ヲ加フ

五等 料金四十錢以上ノモノ

從業者一人毎ニ金八十錢ヲ加フ

四等 料金五十錢以上ノモノ

從業者一人毎ニ金一圓十錢ヲ加フ

三等 料金六十錢以上ノモノ

從業者一人毎ニ金一圓五十錢ヲ加フ

從業者一人毎ニ金二圓ヲ加フ

同金十一圓

同金七圓

同金四圓

同金二圓

同金一圓

第一等地 新橋煉瓦地 新橋南地 柳橋 葭町 日本橋 新吉原仲之町 赤坂 下谷同朋町 淺草

公園 新富町

藝妓 一人ニ付 月稅 金五圓八十五錢

小藝妓 一人ニ付 同 金二圓六十錢

二等地 一等地以外ノ地域

藝妓 一人ニ付 月稅 金四圓三十五錢

小藝妓 一人ニ付 同 金一圓九十錢

第八類 遊戲場業

玉突場 玉突臺一臺ニ付 年稅 金三十六圓

ダンスホール 同 金五十圓

其他遊戲場 同 金十五圓

但其他ノ遊戲場中麻雀遊戲場ニシテ麻雀臺四臺ヲ超ユルモノハ一臺ヲ増ス毎ニ金參圓ヲ加フ

第九類 寄席業 日稅 算定上リ高 千分ノ三

第十類 遊覽所業 日稅 上リ高 千分ノ五十

(二)東京府(郡部) (昭和六年度)

第一類 物品販賣業(飲食店ヲ含ム) 運送業 運河業 棧橋業 船舶碇繫場業 貨物陸上場業 請

負業 席貸業 旅人宿業(下宿ヲ含ミ木賃宿ヲ含マズ)

年稅 營業收入金高 千分ノ五

第二類 銀行業 無盡業 金錢貸付業 物品貸付業 兩替業 倉庫業

年稅 營業收入金高 百分ノ十一

第三類 周旋業(人事周旋ヲ除ク) 代理業 仲立業 問屋業

年稅 營業收入金高 百分ノ五

第四類 料理店業

年稅 營業收入金高 千分ノ十六

第五類 製造業 印刷業 出版業 寫真業

年稅 營業收入金高 千分ノ五

第六類 湯屋業

年稅 營業收入金高 千分ノ十一

第七類 理髮業

一等 料金一圓以上ノモノ

年稅 金十二圓

從業者(營業主ヲ除ク以下同ジ)一人毎ニ金一圓五十錢ヲ加フ

二等 料金八十錢以上ノモノ

年稅 金八圓

從業者一人毎ニ金一圓ヲ加フ

三等 料金六十錢以上ノモノ

年稅 金五圓

從業者一人毎ニ金八十錢ヲ加フ

四等 料金五十錢以上ノモノ

年稅 金三圓

從業者一人毎ニ金七十錢ヲ加フ

五等 料金四十錢以上ノモノ

年稅 金二圓

從業者一人毎ニ金六十錢ヲ加フ

六等 料金三十錢以上ノモノ

年稅 金一圓五十錢

七等 料金二十錢以上ノモノ

年稅 金一圓

從業者一人毎ニ金五十錢ヲ加フ

第八類 藝妓置屋業

藝妓 一人ニ付 月稅 金四圓八十錢

小勢妓 一人ニ付 月稅 金一圓九十錢

第九類 遊技場業

玉突場 玉突臺 一臺ニ付 年稅 金四十五圓

ダンスホール 年稅 金六十圓

其他ノ遊技場 年稅 金二十四圓

但其他ノ遊技場中麻雀遊技場ニシテ麻雀臺四臺ヲ超ユルモノハ一臺ヲ増ス毎ニ金四圓ヲ加フ

第十類 寄席業

日稅 金三十錢

第十一類 遊覽所業

日稅 金一圓五十錢